

平成二十二年九月十四日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第一 一般質問

○議長（兼田勝久君） 日程第一、一般質問を続けます。

まず、三番、湯元秀誠議員の発言を許します。

〔三番湯元秀誠君登壇〕

○三番（湯元秀誠君） 一般質問のちょうど中日に当たりますけど、本日のトップバッターとして一般質問を行いたいと思っております。

通告順に従いまして質問を行います。

環境整備についてでございますが、市道、農道の管理体制について合併後町道から市道に変わりました、旧蒲生町域内の市道、農道の道路周辺のやぶが目立つほど茂り、交通の障害や景観が損なわれている現状が見られます。

市道、農道等の草払い清掃作業等の維持管理体制はどのように図られているのか伺います。

二番目、道路、河川愛護報奨金の活用についてでございます。

旧蒲生町での予算と同額の四十五万円が道路河川愛護報奨金として計上がなされています。これは当初予算でございますが、この報奨金はすべての環境を保全できるものではございませんが、共生協

働の市民の方々の環境づくりによい制度と考えるわけでございます。現在、何件の実施報告がこの制度活用として届けられておられるか、お示し願いたいと思います。

また、この制度の見直しを図り、全市地域にこの事業を拡大させていく考えはないか、伺います。

三点目、河川についての作業は、市民の方々には大変危険度も高く、考慮すべきと考えておりますが、寄り洲除去を含め河川管理については県と協議し、計画作成を住民に示してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

環境整備については、以上でございます。

二点目の地場産業の振興と雇用対策についてでございます。経済の活力が低迷している現状においては、企業誘致や新規の産業分野等の参入は大変厳しいものがございます。また、市の中にあっても、若い人たちの就職率の低下、就業解雇者による、また定年退職者の再就職の確保の困難なことなど、生活基盤をなす働き場がないことで悩んでおられる方が大変多うございます。

以上のことをもつと議論され、市として取り組む必要があるかと思っておりますが、企業の動向と生活の基盤の確保についてお尋ねいたします。

一、この現状を市長はどのようにとらえておられるか。

二、実態調査等で実態状況がわかっておればお示し願いたいと思っております。

三点目、新市全企業間の交流は図れないか。

四点目でございますが、新規な取り組みとして官・産・学を含め市民のだれでも参加、活用し得る産業、人材を育てる能力開発セン

ター、これは自称私がつけたものでございますので、それなるもの設置はできないか、伺いたいと思います。

五丁目、新商品開発助成制度の設置はできないか、これは旧蒲生町では行っていた経過がありますが、合併前に行革において蒲生でも廃止した例がございます。この新商品開発助成制度の設置はできないか。

六丁目でございますが、産業支援センターの設置は考えられないか。

以上、質問の通告に従いまして質問いたしました。後は一般質問席から行います。よろしくお願ひします。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 湯元議員の御質問にお答えいたします。

一 一問目の環境整備についての御質問にお答えいたします。

一点目の御質問につきましては、さきの出水議員の御質問にお答えしましたように、本年度の市道や農道の草払いや市道路線や農道ごとに旧三町でそれぞれ策定された年次計画に基づき行っております。

今後ともパトロールを強化しながら、市道や農道の草払いや除草の年間計画を策定し、道路の維持管理に努め、交通事故の防止や景觀の保全を図ってまいります。

二 二点目の一番目の御質問についてお答えいたします。

道路河川愛護報奨金制度は、道路河川愛護の思想の啓発と健全な施設の維持管理を図ることを目的に、旧蒲生町で制定された制度であります。

八月末日現在、蒲生地区において七十六自治会から実績報告が提

出されております。

二番目の御質問であります。本年度はこの実績報告に基づき交付を行いたいと考えております。制度の見直しにつきましては、旧始良町においては、「地域づくり自治活動費補助金」、旧加治木町におきましては、「コミュニティ活動補助金」を道路、河川愛護だけの活動に限らず、自治会で展開されるさまざまな自治会活動に対し、交付要項に基づき各自自治会に交付しております。

旧蒲生町においては同様の制度がなく、今後これまでの地域づくり活動の経緯、地域性を踏まえ、引き続き特色ある地域づくり活動が推進できるよう関係団体等とともに協議する場を設け、その方向性について調整する予定であります。

議員の御提案につきましては、新制度に反映できるか反映できないか検討いたします。

三番目の御質問であります。河川の寄り洲除去を含めた河川管理につきましては、毎年度現地調査や地域からの要望に基づき、始良・伊佐地域振興局に要望書を提出しております。地域振興局では、要望書に基づき現地調査等を行い、年に二カ所から三カ所の寄り洲除去などを行っております。今後も現地調査や地域からの要望を受け、県への要望活動を続け、環境保全や災害防止に努めてまいります。

次に、二点目の地場産業の振興と雇用対策についての一点目の御質問にお答えいたします。

昨今の世界的な不況のあおりを受けて、雇用情勢が大変厳しい状況にあることは承知いたしております。

始良市といたしましても、県の雇用対策事業による雇用の確保に

積極的に取り組んでおり、今後新たな雇用の創出が見込まれる事業につきましては、本議会にも関連する予算を計上しております。

また、雇用の見込まれる企業の誘致につきましては、来年操業を予定されています九州新進株式会社を初め、株式会社飯塚製作所があります。今後とも企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、現在の世界的な不況から抜け出すのは時間がかかるとの予想もあり、大変厳しい状況がいましばらく続くのではないかと考えております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

市として実態調査はいたしておりませんが、平成二十二年七月公表の完全失業率は五・三％、完全失業者数は三百四十四万人となっており、有効求人倍率は全国では〇・五三倍、鹿児島県では〇・四三倍、国分公共職業安定所では〇・三七倍となっております。

また、平成二十三年三月、新規高等学校卒業予定者の求人倍率は県内が〇・四九倍、県外が八・三五倍となっており、県内への就職希望に対し求人数が少ない状況にあるようであります。

三点目の御質問についてお答えいたします。

始良市内の企業の皆様方が一堂に会する企業交流会の年内開催を予定しておりますので、この企業交流会が異業種交流や情報交換の場になればと期待しております。

四点目の御質問についてお答えいたします。

県内には、国の関連機関であります雇用・能力開発機構が雇用開発及び能力開発に関する総合的なサービスを行う施設として、鹿児島市に鹿児島職業能力開発促進センターが設置されております。類似の施設といたしまして、財団法人産業雇用安定センター、財団法

人鹿児島県雇用開発支援協会がありますが、いずれも鹿児島市内にあります。

始良市内には、ハイテク分野に関連する高度な職業訓練の実施校として、県立の始良高等技術専門学校があり、情報処理科とメカトロニクス科が置かれております。今のところ市として能力開発センター、あるいはそれに類する施設を設置する予定はありませんが、将来的な構想として引き続き調査研究を行っていききたいと考えております。

五点目の御質問についてお答えいたします。

新商品の開発に対する助成といたしましては、産・学・官連携の一環として、財団法人がごしま産業支援センターが鹿児島大学と連携して行っておられる研究開発助成事業や、県の中小企業経営革新支援事業による補助及び財団法人地域総合整備財団による地域資源開発補助金などがあります。

また、鹿児島市、薩摩川内市におかれましては、市独自の補助事業を創設されておられるようであります。始良市といたしましては、今のところ市独自の新商品開発に対する助成金制度はありませんが、始良市ブランドの確立に向け、特産品協会とも連携を図りながら、始良市ならではの特産品の開発を行い、まずは食の提供などを進めていきたいと考えております。

なお、市独自の助成制度を持っておられる鹿児島市につきましても、本年度からの取り組みと聞いておりますので、今後状況等をお聞きしながら、始良市としても調査、検討を進めていきたいと考えております。

六点目の御質問についてお答えいたします。

鹿児島市内に財団法人産業支援センターがあり、新事業創出等の支援や技術、研究開発の支援等に当たっております。県内市町においては、鹿屋市が産業支援センターの設置をされ、同様の業務を行っております。始良市としては、産業支援センターの設置をする予定はありませんが、先ほどの能力開発センターと同様に、中・長期的な構想の中で調査・検討を重ねていきたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○三番（湯元秀誠君） それでは、環境整備についての一点目から、二回目の質問に入りたいと思いますが、先ほど答弁の中で、また先般の出水議員の答弁の中でいろんな答弁をされておりますので、大体市の取り組み方はお聞きしたわけですが、ちょっと角度を変えながら質問をしてみたいと思います。

まず、この旧三町の年次計画にのっとってというようなことでございますが、確かに言われるとおり、一回された形跡もございません。また、六月のときにおきまして、北山地区を通りますと、シルバー人材センターの旧蒲生町のシルバー人材センターの方々が北山地区に行かれて、市道を払ってらっしゃる光景を見まして、シルバー人材センターの業務の拡大、隣接での今まで旧町の始良町までも出かけて仕事があるということで、これはやはり合併した一つのメリットかなと思いつつ、そのときは感じたわけですが、この夏の時期を経まして、さまざまな市道、農道を見て回りますと、またいろんな意見をお聞きして、また意見を寄せていただきますと、非常にこの合併しての弊害化と、非常に旧蒲生町では道路清掃等が行き届いていたのに、どういふことなのかという意見や、また、私もそういうことを思つて、今回けさほども以後通告した後に、手を

かけてあるものと道路を若干回つて来ましたので、ぎりぎりになりましたが、その中でほとんど改善は見られておりません。

景観もさることながら、例えば、けさまいりました小川内線におきまして、地区の方々が一回は払われているわけですが、もう完全なガードレールを飛び越えて、側帯のラインよりもうんと中に入ってきて、カーブのところは非常に危険度を増す。ちょうどくすの湯の巡回バスも上って行きましたけど、このバスがカーブでほかの車と離合したときは、危ないなという局面もございました。そういうことです、現状は。

それから、佐山中福良線、これは非常に蒲生の町を大型バスや通勤される方々が北薩地方に行かれるのに活用される道路なんです、非常に交通量は多いです。これも手つかずのままです。私が先ほど申したような状況が出ております。

こういうことを見ますと、非常に旧町の実態を知っていらっしゃる方がこの管理体制を作成されておられるのかということをお聞きするわけですが、その点はいかがでしょうか。旧町の担当者、それを熟知している人が担当しているか、それぞれの意見を出し合っているか、その点です。ね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

この計画は、答弁にもございましたように、旧三町のほうで計画に上ってきたものを、そのまま予算に計上しております。今言われました小川内線、それから佐山中福良線は、年一回の草払いになっているようにございます。

○三番（湯元秀誠君） それでは、年次計画で年一回であれば、後は放置されるということで理解すればいいわけですね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

七月の当初予算でも今回緊急雇用創出事業等が計上、予算で可決されましたので、こちらの予算とも見合わせながら、また現地を調査しながら、必要であれば二回やぶ払いとか管理をしなければならぬところがあったり出てくると思います。

それから、またそのほかに作業班とか、シルバー人材センターを活用しまして、またやっていかなければならない地域も出てくると思います。それに対応したいと思っております。

○三番（湯元秀誠君） ちょっと答弁が変わって変化してまいりましたので、期待しておりますが、そこだと思えます。この間の答弁の中でも言うておられましたけど、パトロールを強化するんだと見て回っても事業を執行しなければ、現状は変わりないわけですね。ですから、やはりその交通量を含めたそういう必要性、優先性、そういうものをつけ加えながら、この緊急雇用のそういう事業等もどんどん活用されて、これしていただかないといかんわけですね。これ部署が若干違うかもしれないませんが、巡回バスが蒲生にも走っているわけですけども、一部漆地区では林道を走ってますね。この林道でこの巡回バスが離合、草やぶが茂り過ぎて脱輪したことをお聞きされておりますか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 企画部が所管しておりますが、私はすいませんが把握しておりませんでした。

○三番（湯元秀誠君） この林道については、林道ですのでやはり林務課あたりの担当かと思いますが、現に公のバスが巡回バスとして住民の方々の足となって動いている、運行されている路線でございます。これはやはり横の連携ですね、企画課と農政課がやはりこ

れは連携されて、年次計画、これも住民のやはりそういう生活環境の中の一部ですので、いや、部署が違うからできないんだよって話じゃ、これは合併の弊害ですよ、これも。

ちゃんと旧蒲生町ではできたわけですから、これは脱輪ですけど、転落だったらどうされるんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員のおっしゃる件ですが、あつてはならないことですので、そういうことにつきまして、いろいろ関係の部署と協議をして、そういうことがないように対処したいと思っております。

○三番（湯元秀誠君） 先ほどの脱輪の件を御存じですかという質問の中で、「聞いておりません」で答弁が悪いからこういうことになるわけですよ。「聞いておりませんでした、早速調査します」という言葉が入ってこない、私が質問してる意味がないわけですよ。でしょ、聞いておりませんでしたつちゆうのは行政マンの答えであつて、私は次のものも求めているわけですね。すぐ調査せにやいかんわけですよ。何が原因だったのか、連携が悪かったのか、そういうことを含めて今後のものに生かしていかんと、意味がないわけですね。

これ巡回バスのことは、住民の方々が活用されるわけですから、そういうことでちよつと角度は違いますけども、こういうことがやっぱり起きていますね。住民の方々のここに上つてこない話の中で接触事故をした。やぶが茂つとつて、もう直前になってヒヤつとしたとかいうのが、もう頻繁に出てるわけですよ。ただ、この議会やらいろんな行政のところに届かないだけの話。起きてからは、やはり行政の責任もこれはかかわることに発展していく可能性もあ

るわけですよ。そこを私どもは出水議員も言われましたけれども、そこを言ってるわけですよ。

であれば、予算がなかったじゃなくて、優先をどうするか、そういうことも含めてやはりこういう住民の方々の生活環境を守るために、真剣になつてもらわな困ります。

また、先ほどの次なる質問の中でも出しておりますけれども、その順位ですね、順位は例えば交通量が多いからされるか、また、いや苦情が来てるからされるか、そこらあたりもだと思うんですが、この先ほど出ました河川愛護、道路愛護、この報奨金の制度が、今回蒲生町はこの制度があるから、若干手薄になったのかなという意見やら私も考えもあるんですが、それはどうですか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

その報奨金制度があるから、ないからという、そういうことではございません。一様にやってるつもりでございませぬ。

○三番（湯元秀誠君） それはそういう気持ちを持っていただいて、いろんな予算執行してもらわんと困るわけですので、そうじゃないということを確認いたしました。

今、先ほどの二点目のところに入っていくわけですが、この実施状況が七十六自治会から報告がされてるといふことを今お聞きしたわけですが、これが例年の数ほどいってるのかなど。二十一年度の実績とほぼ同様なのか、そこあたりをまずお聞きしたいと思います。

そして、この、今質問しましたこの中で、私が住んでるのは宇都地区なんですが、横山議員も一緒の宇都集落なんですけども、二十二世帯でございませぬ。この中で三路線の市道、農道、農林道も含め

てですが、以前はこれ市道であったんですけども、これを格下げして改良されるという考えで、今林道になつてゐるわけですが、延べ延長二・七キロあります。二十二戸ですね。二・七キロ、これを六月の初めとお盆前に二回宇都集落が払うわけです。これ市道ですよ、この中の半分は現に。しかし、市の予算では一回も払われてないわけですね。地区民が払ってるわけですよ。これを二回やりますと、五・四キロですね、二十二戸で。八十になるおばあさんも出つきやつとですよ。この二十二人中に。

これは、今やってるこういう補助、報奨金制度の中の活動内容なんです。まだうちの集落はいいほうです。若い人がいましてですね。じゃあ、この六十七自治会が今回実施報告をされてゐるというわけですけども、これが今後どのような形で継続できるもんか、そこも疑問ですけども、そういうところはどうかとらえていらつしやるかお聞きします。その二点ですね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

昨年度とこの地区の申請は同等かつちゆうことですが、ちよつと昨年度の資料がありませんので、ちよつとはっきりしたお答えができません。申しわけございません。

全体で九十一の地区のうちの七十六が今申請されたというようなことでございます。

それから、二十二世帯で二・七キロですか、非常にありがたいことだと思つております。ボランティア活動ということで、これから地区の方非常に高齢化、それから人数等も減つていくわけです。できる範囲で安全面を考えながらやってもらえれば、その後できない部分は、市のシルバー人材を活用しながら市のほうでやっていきたい

と思っております。

○三番（湯元秀誠君） 今始良市になりましたもちろんのことなんですが、地方交付税、市長、地方交付税はその算定基礎というのは、もちろん財政力もあると思いますが、それに人口、面積、このあたりがやはり算定の一つの指数になっているわけですね。この中に道路も延長も入るんですね。市長にお尋ねします。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

当然、道路の市道の部分の面積というのは入っております。

○三番（湯元秀誠君） はい。同じ市民でありながら、片や市道の道路清掃に二回も三回も出ながらで道路清掃する。ある地域、ある人たちは行政にお任せの地域もあるんですね。そういうことを考えますと、片やこのまちには道路延長、それは国がやはり補助するための一つの交付税措置だと思えますが、収入に入って、歳入に入っているわけですよ。国からの歳入のカウントには、このまちの財源として入っている。それを守る人たちはばらばら、不公平、不平等、こういうことが当てはまってくるわけですね。

であれば、この今報奨金、私がこの中で見直しという言葉を出してませんが、これは当然見直すべきだと思うんですよ。相だなやはり経費削減のためには、地域の方々の汗が答えとして出てるわけですよ。これをシルバー人材センターに五・四キロを頼めば、幾らになりますか、お答えください。

○建設部長（大園親正君） お答えします。

ちよつとそこまですぐ金額を出せないことは申しわけございません。

○三番（湯元秀誠君） シルバー人材センターの委託料は、今係

数はわからんということですね。わかりました。

今うちなんかの宇都集落にいただけるのが、一万いってないんですよ、これでも、報奨金といいますが。皆さん方ここにいらつしやる方も、蒲生のことだから万というお金を支払ってるだろうなと思えますけども、一万いってないですよ。こんだけ申請しても。けれどもだれかされたら、終わりなんです。ちよつとしたことでもそういう中でこの地域を守るためにみんな頑張ってるわけですね。

ですから、歳入と見合うほどとは言いませんが、この見直しをする必要があるんですよ。これを理解していただきたい。市長、どうですか。このあたりの見直しの件は。いい答えが出れば、この件については終わりたいと思うんですが。

○総務部長（前畠利春君） ただいまの議員の仰せの蒲生地区のことで、今お話しさせていただいておりますけれども、旧加治木地区におきまして七月、それから十二月、県が進めておりますふるさと一斉美化活動ということで、それぞれ地区ごとに道路沿線を草払いを半日かけてやってございます。これ今おっしゃったような報奨金とか、そういうのございませんけれども、旧三町の中でも同様の活動はされております。

その中で、近年地域のほうから出ているのは、いわゆる本通りから集落までの清掃を、草払いをこれまでずっとやってきたが、高齢化やら人口減によりまして、その地域を全部を清掃できない状況が生まれてきておりまして、これまでそういう地域については、可能な限り行政のほうで進めていくという方向になっております。

先ほど質問される中で、その地域の実情としましては、集落と集落を結ぶ道路、それを全部これまでは集落の住民等が奉仕作業とい

う形でやってきたけれども、集落と集落のちょうど中間点からそれまでは、もう今後カバーできないという、そういうのが地域の行政懇話会等が出てきております。

そういうものについては、先ほど建設部長が申しましたように、シルバー人材センター、もしくは業者等を年間契約で委託をしながら、その部分については行政がその地域の清掃活動に入っていくということでしたしております。

ただ、制度としてそういう制度があります。

○三番（湯元秀誠君） 短くしてください。時間がありません。

○総務部長（前畠利春君） そういう方向でいきたいというふうに考えております。

○三番（湯元秀誠君） やはり旧加治木町、また旧始良町でもそういうような実態が、そういう問題等が発生してるところは理解できました。この見直しを全体を見て、やはりまちのど真ん中の人は何もせんでいいわけですよ。やぶがないところは。そういう自分たちの環境にある道路のふたまであけて側溝の掃除をされとかないわけでしょう。ですから、不公平のないように、やはり汗を流した分は、やはりきちっと見合うだけの報奨金として、その地域に落としてやると、そういう制度をもう一回見直していただきたいというふうに思います。

それから、河川管理についてでございますが、今答弁の中でもありましたけども、始良・伊佐振興局といろんな要望をしていますが、年に二、三カ所。これはもう十分住民の方々の要望を満たすほどの仕事の内容じゃないわけ、事業の内容じゃないわけですよ。ですから、こういう問題が何回も出てくる。今回私も出したのも、その点

です。

ですから、予算をふやせという運動をなぜされないのか、県の方々は限られた予算ですから、この予算内で一カ所か二カ所かできませんということなんです。漁業組合あたりのここらあたりの陳情と含めての活動はどうなるんですか、ちよつとそこら当たりをお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

答えになるかどうかわかりませんが、内水面漁協につきましては、市のほうで助成をしているわけですが、県のほうでは、市として県のほうにそういう寄り洲除去をして、内水面漁港のほうの助成をということのお願いはまだしてないところでございます。

○三番（湯元秀誠君） 住民の方々は、もうこの足元にある河川、これは県の管理下にある河川が多いわけですので、この始良市の行政区に相談しなければならぬという現状があるわけですね。それを踏まえて、県のほうへ御相談されるわけですが、やっぱりこの別府川を含めて漁業組合等もあるわけですから、こういう一番漁業組合が河川には関連があると思いますよ。

ですから、そこらあたりも含めて、やはり県への要望つちゅうのは、そういう住民やら地域やら、そういう関係機関がより力を合わせて声を大きくしていかなんといかんわけです。ですから、そこらあたりは今後その点も含めて、組合長もこの中にいらつしやいますので、そういうことも含めて、予算の範囲を広げていただくと。予算を多くつけていただくというのは、配慮をお願いして要望していただく必要があると思いますが、よろしくそこは強く要望をしていただきたいと思います。

道路河川環境整備については、以上で終わります。

次に、地場産業の振興と雇用と対策についてでございますが、非常に感觸のいい答弁をいただいているようですが、ほとんど設置する考えはないというようなことも入っているようにございます。

この中で、まず市長は企業誘致、今回この間の一般質問の中で、いろんな関東蒲生会、関東始良会とか、こういうのがあっても何もならんと、行っても焼酎飲んじやという話がありました。これは目的意識を持つか持たないかの話であって、それはそれ、おのの考え方でございますが、やはりそれじゃ議員は、また行政マンはそれじゃいかんわけですね、目的意識をもってきちっと飲み会もしつかりと飲むというようなやり方をせんにやいかんわけですけども、もちろんこの企業誘致にしても、同様なことでございますが、笹山市長は町長時代、加治木町長でもやはり今の市長のスタイルと一緒に、トップセールスマンというやっぱり意識を持って町長として君臨されたと思うわけですけども、町長時代には企業誘致は実績的には何件ぐらいおありだったでしょうか。また、その手法をもしよかったらお示し願いたい、お披露目願いたいと思えますが。

○市長（笹山義弘君） 当初は、建設資材の木田組というのがございませう。それから、社会福祉施設の幸風園、今幸風となつておりますけれども、これの誘致。それから、大きいのでは、最近では九州新進を誘致に成功しているということでもあります。

○三番（湯元秀誠君） 笹山町長時代もあれ短期間の任務だったですね。非常に一期という中で半ばだったと思うんですが、それでこんだけの結果を出されたというのは、やはりトップセールスとしての仕事は十分果たされたんじゃないかならうかと、私もそういう

ふうに評価しているところでございますが、やはり市長を目指された中では、やっぱりそういう実績が住民の方々の支持を得たということも含まれるんじゃないかならうかと思うわけですね。

今、この中で実際にこの現状の中で、始良市は本当私も選挙をいたしました。市長も選挙をされたと思うんですが、一番困るのが「仕事を見つけにくいやはんか」との相談なんです。市長もあると思うんですよ。「どっか就職口見つけにくいやはんか」とあります。ちよつとお尋ねします。

○市長（笹山義弘君） 今の世情が大変少子化の時代であるということ、できれば県内企業の就職を強く望む、これは本人というよりも親御さんがそのような要望が多いように聞いております。そういうことから、今後とも企業に内定ができるような、そういう働きかけはしていかなければならないというふうに思います。

○三番（湯元秀誠君） まさしく今市長の答弁のとおりですね。少子化、これが一つの原因じゃなからうかと考えますが、やはり遠くへ子どもを出したくない、親元を離れたくない、親元を離れてまで自立する自信がない、こういうタイプが今の若い人たちにはあるわけですね。

しかし、やはりそういうことを言つてそのまま放置してはわけいかんです。それからまた、いろんな形で先ほども答弁の中でケースを出して、二点目の質問の中でも質問に答えての答弁の中でもあったわけですね。その求人倍率等の数字も示していただきました。非常に厳しい現状があります。

であれば、やはり今まで蒲生町も含め、加治木、始良、やはり人口放出の町なんです。若い人たちをどんどん出すまち、このスタ

イルですつと来てるんだと。ただ、幸いに始良、加治木地域においては、やはり住宅地に適しているということで、若い人じゃなくてちよど働きどころ、中堅どころから以後の人たちが住まいとして、ここで居住区を構えようという、そういう方々が移り住んできたまちで、今こういう人口維持、人口増加が図られてるわけですけども、実際的には若い人たちはどんどん出ている。子どもたちを生産、放出するまちであって、ここできちつと生涯働きながらここで暮らしていきける、このまちではまだないわけですね。これをどうして構築していくかというところは、このまちの今後の私は取り組みだと思わうわけです。

幸いに、四つの高校があるわけですね。技術系もあるわけですね。こういうことを含めると、やはりこの始良市としてのこの合併したいタイミングでの合併ですので、今は例がないからやらない、隣のまちがないからしない、この観念は捨てたほうがいいと思いませんね。

本当に始良市が今必要とすること、今後どういうまちのビジョンを描くかということは、これ大きなポイントなんです。ここを首長なり行政の執行者、もちろん議会も含めてですが、一緒に考えていかないと、このまちの発展、成長は私はないと思います。

ですから、乱立にものを入るんじゃないとして、秩序をもって方向性をきちつと市の方向性をもって取り組むべきじゃなかるうかと思つて、この三点目から六点目までは、その分が含まれた質問ですので、若干混ぜ混ぜになつて話をするかもしれませぬけれども、お許し願いたいと思います。

この三点目でございますが、新市で企業間の交流を図れないかと

いうことでしましたところ、今年度中にそれをやるんだという答弁がまいつて、非常にありがたく有意義な会になるんじゃないかなるかと思つています。

これも、この間の質問の中で、ただの飲み方じゃいかんわけですから、きちつと目的意識を持つて、それぞれの方々が交流を図る、そういう一つの場をつくる行政がやるというのは非常に大事なことであつて、これをなされるということは、非常に意義あることと思つています。よろしければ、この執行者もですが、議員の方々も含めていただければありがたいと思つています。こういうものは、執行側も議会側も一緒になつて取り組まにやいかんです。いいまちになりませぬ。そういう意味からも、議長にもまたお願いしたいと思つています。議会のほうにも声をかけていただければ、非常にいい会になるんじゃないかなるかと思つています。御提案申し上げます。

この四点目の能力開発センターの件でございますが、答弁いただいておりましたが、これ多分こういうことで答弁がされるだろうと予測はしておりました。そういう能力開発センター、それから、技術訓練センター、さまざまあるわけで、若干私はそういう大それたことじゃなくして、気軽に、小学生の社長が誕生するかなと。ここに来て遊んでもらつて、全国いろいろありますね、ケースは。小学生の社長がいる企業もあるわけですね。子どものアイデア・発想でもできます。ですから、今の始良市にこれはすごい企業があるんですね。私もいろいろ研究、いろんな情報集めをしてみましたけども、以前は帽子をつくつていて今はボールペン、ペン先のインクを少しずつ出す技術を、ペン先をつくつてる会社がメデイカルの産業に展開されて、例えば手術後に麻酔をする、急激にやるんじゃないに少し

ずつ微量に体内に麻酔をかけていく、そういう技術を持っていらつしやる会社がこの始良市にあるんです。そういう会社。それから、京セラに納めたり中国に納めていらつしやるんですけれども太陽電池、太陽電池の基板を、いろいろな基板をつくっていくわけですけども、それをライン化する中で、言葉ではスクリーン印刷という言葉らしいですが、ステレンスのメッシュの印刷をしていくとかいうような技術です。これもこの始良市にあるわけです。

調べてみると優秀な企業があるわけです。我々は知らない。恐らくこれなんか誘致企業じゃないですよ。倉庫があいてたから不動産屋が紹介してくれて来たという会社もあるんです。これはこの始良市内にあるわけです。この企業間交流をやつて、そして子どもたちがその話を聞いて、何か自分たちもやってみようという話になつてくれば、ちよつとした学校の空き教室でも、加治木にありますね、加治木はどうかわかりませんが、法務局とか今までの保健所がなくなつたり、いろんな設備はあると思いますよ。ああいうのを活用して、難しくせんではないですよ、高校生が工業系の高校生が帰りに寄れる場所、いろんな企業によつてはきょうはお話ししてくれる場所、どんどんどんどん興味がわく、アイデアやら発想が出てくる町になるわけです。そうして能力を開発していくという一つの、幼稚かもしれないですけど、そういうことから始めたらどうでしょうか。そういう町に私はしたい。できればそういうふうこの町が活力あるものにするためには、県の機関を使うとか国の制度をするとか、こういうことじゃなくして、まずこういうことからやったらどうでしょうかという一つの提案でございます。

ですから、やっぱりその中でいろんな方々が人材が生まれてくる、

有能な企業がこの始良市にもあるんだということを周知するだけでも、大したみんな住民の自信につながっていくと思えますが、そこらあたりの能力開発センターなる、私はこれをつけたわけですけど、そういう市長のお考えはございませんか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

小中学校レベルでそれが可能かどうかということは今なかなか難しいところですが、高校レベルにおいては、現在、企業家の方それからいろいろとそういう最先端の部分で活動いただいている方々を呼んでいただいて、そういう講座を持つていただくという取り組みがもう始まっているようであります。そういうことで、今後、教育委員会ともしっかり協議をしながら、そういう体験学習的な一環として、子どもたちにそういう意識を高めていただくという方向性にお願ひしていきたいというふうに考えます。

○三番（湯元秀誠君） これは答弁の中でもありましたけども、設置する予定はありませんが、将来的な構想としてということで、調査研究してということでございますので、この点で終わりたいと思います。

それから、五点目の新商品開発の件でございますけども、食の提供などを進めていきたいと考えます。そういうことで、一つの農産品開発等含めて、始良市でもこういう制度をつくりたいという意向でございます。これはやはり生産意欲そういうことがやっぱりわいてくると、そしてこういう制度を設けることによって、みんなそれぞれアイデア出しながらも競争がそれで高まってまいります。そういうことを含めますと、この始良市から提供できる発信できる新商品がどんどん生まれてくるということで、私はこれは年寄りにと

つても女、男を問わず、いろいろこの点についてはみんな活用するんじゃないだろうか。個人でなくてもグループで、いろんな形でできると思いますので、これはぜひこの始良市で制度化していただいて、その研究の一部でも助成していただくような方法、またその中にはそれを審査する方々も必要かと思いますが、そういうことを含めて、アイデアあふれる新商品開発の補助金制度をぜひ制度化していただきたいと思います。

六点目でございます。産業支援センターの設置をする予定はありませんかということですが、今のところ予定はないということでございます。この中で鹿屋の産業支援センターのことが答弁の中で入っておりますが、私もこの鹿屋の産業支援センターのことについて調べてみました。これは産業支援センターを、鹿屋を調べるんじゃないかってこういうものがあつたらいいなという中で調べておりましたら産業支援センターの鹿屋を見つけましたので、情報をいただき、また行ってもまいりましたが、この中で、やはり、鹿屋は合併と同時にこれやつてるんですね。合併特例債を使ってこの産業支援センターを設置してるわけですが、お金は四億五千万円ぐらいかかって非常に特例債としては、特例債だから合併だからこのお金使えたのかなと思うんですが、非常にこれを有効的に活用されております。今回このハローワークの設置がこの始良市にあります。これはちょっと私いきさつはわからんですが、そのハローワークのいきさつ等ちょっと説明していただければ今後の質問にちょっと変わってくるんですけど、ハローワークの設置についての経緯をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君）　ハローワークの設置につきましては、

ハローワークの設置していない市町村に対して、全国に労働省のほう呼びかけてする事業でございまして、それに合併ということで始良市のほうも要望して、今回ハローワークが設置できるわけですが、国のほうが人的なもの、そういうのは職員を含めて配置しますが、市としての対応としては、建物の維持管理費それから臨時職員が一人、そういう維持補修的なものについては市がしていただきたいということ設置がなされます。

以上でございます。

○三番（湯元秀誠君）　これやっぱり、合併して市になったからこのハローワークの設置ができるわけですね。

○企画部長（甲斐滋彦君）　合併してからということじゃなくて、旧始良町時代からも要望されていたという経緯もございまして、設置が準備されていたというときに合併という時代になったということです。

○三番（湯元秀誠君）　ちょっと尋ね方が悪かったですけど、何か基準があつて、ハローワークを設置するのは、人口はこんだけないとできないとかそういうことを聞きたかったですけど、まあいいです。

鹿屋市の場合、この産業支援センターをつくるに当たり、一階がハローワークなんです。二階が産業支援センターで、企画課の担当者が行つてらっしゃる。企業専門の方もいらつっしゃる。そして私が先ほど言いました能力開発センターまでいきませんが、いろんな地場産業の方々の支援やいろんなサポート事業をたくさんやつてらっしゃるんです。今からですから私は始良市のことを批判とかいってんじゃないんです。端的にハローワークが来ればいいという話をさ

れるから、これで始良市はいいんですかという話なんです。総合的にトータル的に企業と雇用という一つのもので考えるべきなんですよ。首長なんかは特にですよ。ハローワークは国から来るお金があつて、準備をすれば来てくれるでよかと、そこでよかと。この発想でやっていけば、ないもけんつまたくつて終わりなんですよ。ですから、トータルして産業支援が必要だと、この始良市に必要なと思うなら、産業支援と雇用すべてにかけてトータルして物事をつくつたり考えていかにやいかん。ハローワークはそこにできるんですね。私もこの間聞きました。若干今回予算質疑の中で通告しておきましたけど、私の誤解で、誤解というか情報不足で、あれは取り消したと思うんですけども、ハローワークはここにできるんですね。やはりハローワークは駅の近くとかこういう行政機関の近くでないとか、皆の足の確保とか、弱者になる方々が活用される場合もあるわけですので、それは当然のことと思います。こういう場所でないといけません。しかしそのハローワークの生かし方、ハローワークとこの行政と民とリンクしていく、この取り組みをもっともつとトータルの考えるべきじゃなからうかと思うんですが、ハローワークのこの拠点を今後どのような生かし方をされるか、それを取り巻く条件整備やら環境整備をされるお考えがあるかちよつとお尋ねしたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ハローワークの活用につきましては、国分のほうに行かれる方がなかなか時間的なものもございますので、今後、有効に活用されると思いますが、福祉部のほうでも生活保護者の方々も非常に多くいらっしゃいますので、そういう解消にもつながるのではと期待しているところでございます。

○三番（湯元秀誠君） ハローワークの利用者は端的に見れば仕事探しの人が来るわけですね。ですよ。じゃあそこに、ある企業が地元企業が人が欲しいというときに、ハローワークにそれを登録される、その制度の一つの人材バンク的なものもないわけじゃないですね。そうした場合、例えばハローワークを持ちながら霧島市は霧島ゆうあいバンクでちゃんと行政が登録制度も持つてるわけです。ハローワークもありますよね。行政が何をやるかなんです。ですから、行政よりもつと産業的なところ、地場産業も含めて非常に多角的に多面的に見られるそういう立場にある行政なんです。ですから単なる、例えば今ものづくりがこの町からいなくなってます。蒲生の鍛冶屋に行きましたら跡取りがおらんと言ってます。でも、新幹線のヘッドをつくる場所も町工場の板金屋なんです。今、新幹線が走ってるのも。一職人たちがつくつてるんです。ですから、そういうところを人材バンクに登録をするような、もつともつとハローワークをもつと場を広げていくようなシステム、研究してみてください。

以上、質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで湯元秀誠議員の質問を終わります。次は、二四番、堀広子議員の発言を許します。

「二四番堀 広子君登壇」

○二四番（堀 広子君） 皆さんおはようございます。私は、通告しております三項目について質問いたします。

まず最初に、乳幼児医療費の助成方法について伺いたします。子どもの医療費無料化は、一九六一年に岩手県でゼロ歳児の医療費無料化を行ったことから始まっています。当時、沢内村で七%あ

った乳幼児の死亡率が一九六二年にはゼロ%になり、その後、新日本婦人の会などが一九六〇年代から創設や拡充運動に取り組み、一九七二年には都道府県単位で初めて栃木県がゼロ歳児に医療費を無料化、そして三年後には四十二の都県に広がって、二〇〇一年までに全都道府県、全市町村で実施され、親たちの大きな支えとなってまいりました。

しかし、市町村の独自の制度として行われているために、制度の内容には大きな格差があり、一歳児までのところもあれば、高校卒業までを対象としているところもございます。どこに生まれ住んでも子どもたちはひとしく大切に育てられるべきであり、全国各地で制度の充実とともに、国としての制度の創設を求める動きも広がっております。

こうした中で、国も小児の医療費負担軽減を打ち出して、二〇〇二年から三歳未満児の窓口負担が二割に軽減され、また二〇〇八年からは就学前まで二割負担に軽減されたところでございます。これによって乳幼児医療費の助成を行っている自治体は、その分負担が軽減され、助成制度を拡充することができたと言えます。この制度の実施主体は市町村で、多くの町が追加助成を行っている現状でございます。

二〇〇九年四月一日のデータでございますが、公費負担の実施状況です。通院についての助成対象を就学前以上としているところが全国で千六百九十五市町村で、全市町村数の九四・二%で、中卒まで以上が三百四十九市町村となっております。入院については千七百五十五市町村で、九七・五%で、中卒まで以上が三百九十市町村となっております、その後もさらに広がっております。

なお、一部の自治体で所得制限を設ける動きもあります。児童福祉法の対象は十八歳未満となっております。イギリス、カナダ、デンマーク、イタリア、スペイン、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、スロベニアでは、患者の一部負担はなく、フィンランドでは十八歳未満は無料となっております。

始良市の医療費助成制度は小学校卒業まで自己負担なしと大幅に拡充されることになっております。医療費助成の方法は、医療機関の窓口で二割負担を行い、後日、市町村から窓口負担分を返還してもらおう償還払いとなっております。お金の心配なく安心して子育てができるよう子育て家庭の経済的負担の軽減、利便性を考慮した現物給付方式いわゆる病院の窓口での無料化を実施できないかお伺いいたします。

次に、就学援助についてお尋ねいたします。

ことしの一月、文部科学省は平成二十年度の子どもの学習費調査を公表しております。公立の小学校で学校教育費が平均で年間五万六千二百円、中学校で十三万八千四百円かかっていることが明らかになりました。学校教育費は教科書以外の学校教育のため、各家庭が支出した経費です。学校生活のためにはそれ以外に給食費もかかります。給食費を加えますと小学校で年間九万七千五百五十六円、中学校で十七万五千四百七十七円かかり、父母負担は相当な額になります。

義務教育はこれを無償とする、これは憲法二十六条の規定です。初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとす、これは国際人権規約A規約の規定です。義務教育の無償化条項について、我が国は一九七九年に批准しております。しかし義務教

育無償といながら、実は無償と大きくかけ離れ、父母負担に依存しているのが日本の義務教育の実態であります。義務教育における教材費は、一九五三年に制定された義務教育費国庫負担法によって、二分の一が国庫負担の対象にされてきました。

ところが、臨調行革によって、一九八五年に国庫負担の対象から一般財源となり、国から交付税として措置されますが、使途は限定されず、どのように使うかは自治体の判断とされました。それ以来、地方財政の悪化に伴って教材費が父母負担となったのです。教材費は国庫負担の対象に戻して、父母負担をなくしていくべきです。イギリスやアメリカ、ドイツ、フランスやカナダなど諸外国ではこうした教材や教育活動に係る費用は無償が原則です。フィンランドでは教材費はもとより給食費も無償であります。

子どもの貧困白書を見ますと、入学時に必要な義務的経費は小学校一年生で十三万三千四百八十五円、中学校一年生で約二十五万六千円かかるというデータが示されております。こうした父母負担の増加は、経済状況や雇用の悪化に伴う貧困と格差の広がりの中で、家計の状況によっては義務教育が保障されないことになりかねません。

このように、授業料の無償化を進めて実質無償化だと言うのですが、現実には無償ではなく、大きな父母負担によって成り立っております。生活困窮世帯の子どもに給食費、学用品などを援助する就学援助はますます重要になっていきます。就学援助は憲法二十六条、義務教育の無償化や学校教育法の十九条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないという規定に基づく制度で

す。

生活保護受給世帯、要保護とそれに準じる程度に困窮している世帯に要保護者が対象です。要保護世帯の認定は教育委員会が行うことになっております。しかし二〇〇五年度から国からの補助は要保護者に限定され、要保護者には国からの補助がなくなり交付税で措置されたことから、支給抑制を行い、認定基準や単価の引き下げなどを行っているところがあります。始良市の取り組み状況はどのようになっているかをお伺いするものです。

一つに、一般財源化されたことで、支給内容や単価の引き下げなど削減された内容はないのか。二つ目には、就学援助制度の周知方法はどのようにされているのか。三つ目には、めがねやコンタクトレンズを市独自の支給対象にできないか。四つ目は、今年度から要保護者にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されましたが、要保護者も支給対象にできないか。五つ目には、入学準備費の支給を四月からの支給に改めることはできないかをお伺いいたします。

次に、農業支援についてお尋ねいたします。

本格的な新米の出荷シーズンを前に、米価の暴落はJAの仮渡し価格や卸の総体取引価格とのどれもが昨年を大幅に下回っております。このため、卸も小売もどこまで落ちるかかわからない価格競争はもう限界だと言います。米価の下落に歯どめがかからない異常な事態が進んでいます。始良市でも農地を荒らしたくないと、高齢にもかかわらず、農業を継続できる担い手を育てるために頑張っておられます。担い手を育て集落営農を発展させるには、大型の機械が今後必要になってまいります。機械の導入に市として助成はできないかお伺いいたします。

以上が一回目の質問です。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、二問目の就学援助についての御質問につきまして、教育委員会のほうで答弁いたします。

一問目の乳幼児医療費助成についての御質問にお答えいたします。本市を含めまして、鹿児島県内の市町村におきましては、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の事務取扱要領では、保護者が保険診療による自己負担額を一人医療機関の窓口を支払い、後日、市が助成する額を指定された金融機関の口座に振り込む自動償還払いとしております。

本議会におきましても、小学校卒業までの間にある子どもに係る医療費の自己負担額の全額を助成する条例改正案を上げしているところではありますが、鹿児島県の補助金交付要綱及び事務取扱要領に準じた助成方法を採用しておりますので、病院の窓口無料化は現在のところ考えておりません。

次に、三問目の農業支援についての御質問にお答えいたします。

まず、集落営農の実態から申し上げますと、小山田機械利用組合、小山田営農受託組合、木田営農受託組合、木津志農作業受託組合、春花農作業受託組合、上名農作業受託組合、船津農作業楽らくいこ会、白男地区農用地利用改善団体の計八団体が集落営農組織として活動されています。

集落営農の運営については、機械の共同利用が一つの運営形態となりますので、まずは集落内にある機械を共同で利用する手法を考えなければなりません。

したがって、集落内の機械の台数や状態を把握し、利用規約などを整備していますので、効率的、効果的な機械の共同利用を最優先し、機械導入による農家の過剰投資を抑制することが重要だと考えております。

営農活動においては、機械導入が必要となった場合につきまして、各種補助事業の活用による導入の検討を行い、市の補助金交付要綱に基づき助成しております。

○教育長（小倉寛恒君） 二問目の就学援助についての一点目の御質問にお答えいたします。

始良市においては、支給抑制や認定基準等の内容の変更はありません。

二点目の御質問についてお答えいたします。

就学援助の周知につきましては、在校生については一月末に、新入学生については四月に、学校を通じて保護者へ案内と申請書を配布しております。

三点目の御質問にお答えいたします。

めがね、コンタクトレンズにつきましては、要保護児童生徒援助費補助金の支給対象となっていないこと、また、購入金額に相当の差があることから、要保護児童生徒への援助費の支給については考えておりません。

四点目の御質問にお答えいたします。

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に平成二十二年四月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されておりますので、要保護児童生徒への支給につきましては今後、関係課と協議し検討してまいりたいと考えております。

五点目の御質問にお答えいたします。

準要保護の認定につきましては、申請書の確認と前年度の所得を確認する必要があります、この確認が六月となることから、時間的に四月支給は難しいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○二四番（堀 広子君） 再質問をいたします。

まず、乳幼児医療費の件でございますが、始良市ではゼロ歳児から大幅に前進し小学校卒業までと、大変前進を今後されるということと、住民の皆さんが大変喜ばれているところでございます。欲を言うならばどうか、全国的にも大変進んだところがございまして、というより全体的に現物給付あるいは償還払い、そしてまた併用という形での支給の方法がとられているわけですけれども、これを一歩前進させていく今後の課題として大変必要なことではないかという立場からこの質問をいたしました。

医療費の支給方法ですけれども、全国の状態を調べてみましたところ、これは二〇〇六年の五年前の状況ですが、現物給付が約六百九十八の市町村、三七・八%、それから償還払いが五百市町村、二七%、そして併用が六百四十九の市町村で三五・一%です。いわゆる、これは五年前ですけれども、併用も含めまして現物給付を実施している自治体が約七割を超えている状況であります。そういう意味からしますと、鹿児島は大変おくれれているということが言えるのではないのでしょうか。これができないということでしたが、このできない理由は何なのかをまずお尋ねいたします。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

現在の自動償還払いにつきましては、平成十九年三月からその制

度をとっておりますが、これは県の乳幼児医療費助成事業取扱要領に準じて取り扱いをしておりますので、窓口無料化につきましては、現在取り扱いができない状況にあります。

また、今後についてといいますか、今議員がおっしゃいましたように他県下では窓口無料化の動きも大分あるようですけれども、これは県の判断とか他市の状況とかそういうふうなものも見極めなければならぬと将来思っておりますけれども、現状は先ほど申し上げましたように県の取扱要領に準じているところであります。

以上です。

○二四番（堀 広子君） 県の要綱をもとにということで、県の

条項あるいは他市の状況を見極めながらやっていくということでございしましたが、これできない理由はいわゆるほかにはございませんでしょいか。といいますのが、現時点で全国では現物給付が七割もあるということ、できないことはないと思うんですけれども、できない何か原因があるんでしょうか。今後やっていくということ、ここで御発言できる状況にあるんでしょうか。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

議員仰せのように、他の県では窓口の無料化という状況が大分進行しておりますけれども、現在、福祉部のほうでは、窓口の無料化した場合には医療費の増大につながるんじゃないかという懸念も若干あるわけでございます。その点につきましては、十分保護者の方々に理解を得ればいいのではないかと思っておりますが、また、この無料化を実施した場合には、事務の流れから言いますと国保連合会の事務量が増大するんじゃないかというふうな感じも受けておりますので、県下の情勢を見守りながら、この件については

将来検討していくことになると思っております。

○二四番（堀 広子君） 確かに窓口の医療費がふえていくということも懸念されるわけですが、この窓口の医療費が増加するから国はペナルティーといいますか減額措置をとっているわけです。その減額措置はどのような減額措置かお知らせください。

○福祉部長（谷山昭平君） この件に関しては担当課長に説明させていただきます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課長の原口です。お答えいたします。

私も詳しくは存じませんが、医療費が増大をすることに伴いまして、国保の国庫負担金とかが減額をされるというようなペナルティーがあるというふうにお聞きしております。

以上です。

○二四番（堀 広子君） そこまでわかっているわけですが、しっかりとわかっているわけなんですけれども、全くこれは、いわゆる普通調整交付金とそれから国保の療養給付費負担金を削減するという、これは国のペナルティーというんですか、そういったのが打ち出されておまして、旧始良町時代には、これは不当な扱いだという立場から意見書を出された経緯もあるようでございます。このことは御存じだったでしょうか。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） そのことにつきましましては把握はしておりません。

○二四番（堀 広子君） 国庫負担金減額調整の廃止を求める意見書ということで、旧始良町時代に出されたというのを情報として知りました。そういうふうには始良町時代はこのような取り組みを率

先して進んで取り組まれたことに大変、私は加治木町時代にこのような取り組みをしなかったことも含めて反省しているところでございますが、皆さんもこのことは十分おわかりでございます。そういう意味からいたしましても、全くこの扱いというのは不当な扱いとしか言いようがないわけで、それでも多くの自治体が現物給付方式を行っているわけです。これは政府が推進しております少子化対策とは大きく矛盾をする措置だと思えますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

国の政策といろいろな関連があると思うんですけども、現在のところ、福祉部としては、県補助ですので県の状況とかあるいは市町村の状況、そういうのを見守りたいと思っております。

○二四番（堀 広子君） 今後見守っていくということでございますけれども、やはり一步前進させていく今後の課題ではあるかと思えます。そういう意味では、窓口無料化にいたしましたときに医療機関の協力がまず必要だと思えます。それで、その医療機関の協力もとの手数料というのがかかってくるかと思えます。それとまたあわせて、それから療養給付費の負担金の減です、それとまた普通調整交付金の減額、こういったのが幾らぐらいかかるのかということもまず想定し、必要額を算定していくことも大事ではないかと思うんですけれども、そこら辺は全く検討の余地に全く計算もされていらつしやらないでしょうか。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

まず先ほどおっしゃいましたように鹿児島県の情勢というのは先ほど議員がおっしゃられたような状況ですので、私どものほうでも

無料化についての効果とかそういうのは考えておりますけれども、具体的にまだ個々の数字というのはとっておりませんので、また今後把握していきたいと思っております。

○二四番（堀 広子君） それからも一つ、社会保険診療報酬支払基金を活用して現物給付方式に改善すると、こういう方法もあるというのが厚生労働省が二〇〇六年の三月三十日に乳幼児、児童、障害者、ひとり親家庭、妊産婦、老人を対象に都道府県または市町村が行う医療費助成事業について、社会保険診療支払基金がその審査支払い業務を受託してもよいと、こういう通知を發出しております。この通知を活用いたしまして、県が行っております償還払いではなくて、市町村制度でもこの現物給付に改善する取り組みを進めていってほしいというようなことが厚生労働省が出しているんですけれども、ごらんになられ検討されたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

その件につきましては早速ちよっと調査をしまして、調べてみたいと思っております。

○二四番（堀 広子君） 小学校卒業まで前進をいたしましたので、今後あと一步、一歩ずつ段階的に前進に向けて、本当に住んでよかったと、やっぱりこの鹿児島県の中でも始良市がやっぱり住みやすい町だとか言うように前進の方向に向けて検討・研究し、取り組んでいただきたいということを申し上げまして次に移ります。

就学援助費の件でございますけれども、先立って教育委員会のほうに要保護と準要保護の受給者数と受給率について調べていただきました。受給者、受給率とも年々ふえておりますが、二十一年度若

干減って三十一人ぐらい減っておりますけれども、このことは昨今、雇用情勢の影響とかいろいろある中で減っているわけなんですけれども、どのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 二十一年度までの数値は旧三町時代のもの、それを集計したものだと思えますけど、特に大きな変化というものは認めておりませんが、ただ始良市全体として見ますと、他市町村に比べてはこの就学制度を利用する、いわゆる全児童生徒に対する割合というのはまだ一けた、九・八%にとどまっておりますので平成二十二年度は、他市町の場合にもはるかに二〇%を超えているところもありますので、それから見てまだそんなに大きな数字にはなっていないと。ただ今後、ふえる可能性は大いにあるというふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） 全国的に受給者というのは経済危機の中で今教育長が言われましたようにふえる傾向にございますね。しかし最近、伸びがだんだんなくなってきたという状況がございます。その理由が先ほども申し上げましたように、国の補助をなくして一般財源化したということが大きく言われておりまして、認定の基準やあるいは単価の引き下げといったことなどが行われまして、支給の抑制を行ったということが明らかになっております。

そこで始良市の取り組みですが、準要保護者の支給基準と支給内容の件でございますが、御答弁で内容に変更はないということでしたけれども、一点だけわからないところがありますのでお尋ねいたします。学用品費の中に体育実技用具、これは国の基準にはあるんですけれども、これがないようですけれども、どのような扱いになっているのでしょうか。金額が剣道で五万五千円、それから

柔道で七千三百円と、大変金額が大きいのですけれども、どのような扱いをされていらっしゃるでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 体育用品費の中でいわゆる学習指導要領に位置づけられております中学校のいわゆる武道、格技として柔道とか剣道というのは実施するようになっております。それについてはこの準要保護制度の中でも補助対象費目として位置づけられておりますけれども、柔道着とそれから剣道の武器ですね、それは価格的に違うわけですので、そういう単価は違ってくるということになっております。

○二四番（堀 広子君） いただきました資料にそれが載っていなかったたのでお尋ねしたところでもございました。安心いたしました。このように始良市は支給の抑制やあるいは認定基準の内容の変更はないということと安心したわけでございますけれども、やはり削減をするということは子どもの学ぶ権利を奪うものであって、決してあってはならないことだと思っております。

ところで、周知方法についてお尋ねいたしますが、在学生が一月それから新入生が四月に学校を通して保護者に配布をしているということでもございましたが、これは学校の生徒便で全児童に配布しておられるのか。そしてまた、その確認が六月ですけれども、支給も六月になるのかお尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） まず、周知方法につきましては、それぞれ旧三町で始良町、加治木町においては町の広報紙でその就学制度について広報しておりますし、また旧蒲生町では学校だよりの中でお知らせをしているということでございます。

始良市といたしましては、今回新たな市として発行いたしました

暮らしの便利帳の中で就学制度というものは広報しております。

ただ、これだけでは、新しい新入学の児童生徒に対しては周知が徹底しないと思いますので、四月になりましてから、さらに学校の児童生徒便で新たにお知らせをしたいというふうに考えております。それから、給付の時期につきましては、この前年度の所得額、そういったものを勘案して認定するわけでございます。早い段階での例えば三月にというのは、これは前々年度の所得額を確認しなきゃならないということと、また、その後トラブルも生じますので、やはり四月以降六月までの間に所得額を確認して、そしてそれに基づいて認定をしていくという作業をこれまでどおりやっていきたい、というふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） と言いますと、確認が六月ですから、支給は六月になりますかしら。

○教育長（小倉寛恒君） 支給の時期につきましては、基本的に学期の終わり、六月末から七月の初め、それから十二月、そして三月というふうに三回に分けて給付できるようにしたい、というふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） 申請のことですが、これは、いつでも、途中でも受け付けることがなっているようになっていっているのでしょうか。

そして、もし、それができるとしたら、途中の認定者は何人ぐらいいらっしゃって、全体の何%ぐらいになるのか、お尋ねします。

○教育長（小倉寛恒君） 学校教育課長に答弁いたさせます。

○教育部学校教育課長（瀧間正樹君） お答えいたします。

この申請につきましては、年度途中でも可能でございます。ただ、

年度途中で何名かというのはちよつと把握はしておりませんが、十人前後になるかと思ひます。

以上です。

○二四番(堀 広子君) このような情勢の中で大変な状況が経済的に続いているわけですが、やはり学校としては家庭の実態をつかむ、把握するということは、とても大事になってきています。ではないかと思ひますので、教育長の御答弁では四月にまた、お知らせすると、再度お伝えするということが、大変必要になつてきているのではないかと思ひますけれども、そこら辺の考えはどのようにお考えでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) 在校生については、今、現段階で一月にお知らせしておりますけれども、この際に当初四月からのスタートになるわけですが、途中そういった経済状況の事情の変更があれば、いつでもそれは受け付け可能であるということは申し添えた、そういった文書でお知らせをしたいというふうに考えております。

○二四番(堀 広子君) 全体の中で約十名ぐらいいらっしゃるわけですので、そのことを知らない人も多分いらっしゃるかと思ひますので、ぜひ、毎学期ごと、年に三回は少なくとも周知をしていただきたいと思います。いかがですか。

○教育長(小倉寛恒君) そういう最初のそういったお知らせの中に、明確にそのことは、いつでも受け付けが可能であるということとは付記したいということでございます。

○二四番(堀 広子君) では、お知らせの中の件でございますけれども、その制度の内容とか、それから申請の仕方などが多分含

まれているかと思ひますが、この中に対象世帯の認定の基準が明記されているのでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) 申請書の中には具体的にその認定の基準というものは示されておりません。

○二四番(堀 広子君) お知らせを見て、自分の家はその対象になるのかどうか、ということの判断しているのはなかなかわからない方がいらっしゃるのではないかと思うわけなんです。それで、この制度の活用を促す意味からも、また、教育の機会均等の確保という、この制度の趣旨からも、認定基準をしっかりとお知らせをする、お知らせの中に明記をするということが必要かと思ひますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○教育長(小倉寛恒君) 要保護の場合は、生活保護を受けているということは明確でありますけれども、準要保護の場合にはそれに準ずる程度という、非常に漠とした基準になっております。生活保護に基づく保護の停止、または廃止でありますとか、あるいは市町村民税の非課税とか、あるいは減免を受けている、あるいは児童扶養手当を支給を受けている、こういったことなどがひとつの要件となつてくるわけでございますので、これらのことを勘案して、また、民生委員の方あるいは社会福祉事務所、福祉担当課などと協議しながら、学校としてはこれを申請書を教育委員会に出してくるという手続になっておりますので、明確に、例えば所得額は幾らかということも明記することは非常に難しいということでございます。

○二四番(堀 広子君) 実際、認定の収入基準についていうんでしょうか、こういった認定の基準を明確にしてるところがございませう。そのことで、やっぱり受ける申請をされて、これを受給されて

いる方が結構増えてきたというふうに聞いております。

ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、いただきました資料には先ほど教育長が言われましたように認定の条件ということで、幾つか、六項目にわたって書かれております。このようなことをそのままきちんと書くだけだと思うんですけども、書けない理由は何なんでしょう。

○教育長（小倉寛恒君） こういった生活保護に基づく保護が停止、または廃止された世帯とか、あるいは市町村民税が非課税とかあるいは減免とかということ、これはまた、あるいは児童扶養手当を受けているとかということのはありますけど、さまざまな要件もあるということ、例えば、非常に多子世帯であれば、必ずしもこういったものに限らず生活保護世帯に準ずるような、そういった困窮度があるかもしれません。そういうことで一律にこういったものを掲げるといえるのは、やはりそういった、逆に多子世帯などの場合にはそれを自分が対象外だと考えてしまうおそれもありますので、そういうことは誤解を招くおそれもありますので、これは明記してないということです。ごさいます。

○二四番（堀 広子君） 誤解を招かないように、準要保護世帯に対する要保護世帯のいわゆる一・五倍とかいう基準をしっかりと明確に書きさえすれば、何も迷うことはない、私は思います。そういうふうにも実施されているところでは、そのような基準を設けてお知らせにしっかりと書かれているという状況がございますが、いかがですか。

○教育長（小倉寛恒君） 生活の維持が困難と認められる世帯というのが、最後の六項目にあるわけでありまして、これがどう、

非常にどっちにもぶれてしまう、そういった基準になりますので、そのあいまいさというのは非常に残るわけです。そういう意味ではり明確に、例えば生活保護世帯の所得額の一・何倍とかいう、以下というその数値自体も非常にあいまいなものだというふうに考えておりますので、ケース・バイ・ケース、そういうふうによつぱり個々に考えていくことが必要なことだろうというふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） 今、おっしゃられましたように、しっかりと、では、このことの認定条件を書く、お知らせをする、ということのほうが明確になるかと思えますけれども、今の誤解を招くおそれはないと思えますけれども。事務的には大変複雑になってくるかと思えますけれども、こういった就学困難な方々を救う意味からも、やはりしっかりと書くということが大事かと思えます。

次に、眼鏡やコンタクトの市独自の取り組みについてでございますけれども、これは和歌山の教職員組合が子どもの貧困シンポジウムというのを開かれたときの報告なんですけれども。養護教員の方が報告されております。○・九以下の視力の生徒には、視力手帳とこののを渡しておられます。渡したらすぐぐちゃぐちゃに丸めてしまう生徒がいるそうです。その生徒は母子家庭で母親に遠慮をして眼鏡代の負担をかけまいと、視力の手帳を渡さなかったそうです。また、足をけがして病院に行っていない様子なので話してみたら、トラックの運転手の父親が事故を起こして職を失っていたという、こういう報告もございます。また、埼玉県で養護教員の話ですけれども、母子家庭がふえて、夏休みになるとやせる児童生徒がここ三年ぐらい増加してきたというような報告がされております。このよ

うに子どもの貧困ってというのは、保健室からよく見えてきているんだなあということを実感として受けとめたところでございます。

また、学校の先生たちのアンケートの調査をされておられるんですが、先生に保護者の中で貧困や生活困窮家庭は増加していますか、という調査なんですが、七八%の先生方が随分ふえている、また、少しふえている、と答えておられます。

始良市においては子どもたちの貧困や、生活困窮家庭がどのような状況にあるのか、わかる範囲でというか、実態調査をされたのかどうかも含めてお答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 子どもものというんですか、今の始良市のそれぞれの小中学校に在籍する児童生徒の家庭の生活の貧困度というのは、それぞれの学校は把握しておりますけど、具体的な、今、こういった要保護、準要保護、申し出てくる児童生徒数ということ、でそういった把握はできると思いますが、それ以外のことにつきましては特段調査しているわけではございません。

それぞれの学校としては実態は把握しているというふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） 学校としての把握状況はつかんでいらっしやいますでしょうか。

そしてまた、今後、その実態調査をする考えがあるかどうかも含めてお尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 実態把握というのは特段しているわけでもありませんし、これはまた、それぞれの学校の中で必要なことは把握しているということで、個々の児童生徒の生活の実態として把握しているということで、特段教育委員会として把握して、それ

をどうするかということと結びつけて考えているというわけではございません。

ただ、それが特段問題の生じるような家庭があった場合には、これに対してはやっぱり適切な指導というものはなされるように、そういう措置は考えていきたいというふうに考えています。それぞれの学校の校長のそれは判断で選出されてくるというふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） この眼鏡やコンタクトのレンズについては、大変金額が高い低いがございまして、御答弁にありますように差があるということ、できないということでございますけれども。東京都、それから神奈川県、ここでは上限を、金額で言いますと二万二百円という金額の上限を定めて、補助対象の項目に市独自の上乘せとして支給されているんですけれども。このように本市においても上限を設けて取り組むということの考えはございませんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 確かに全国の、特に都市部の市においては、そういった眼鏡、コンタクトレンズの補助対象費目としていくところあると考えますけれども。そもそもこの要保護の補助対象費目にはこの眼鏡、コンタクトレンズ入っておりますので、準要保護について、これを始良市として補助対象費目として考えるというところは現段階では考えておりません。

○二四番（堀 広子君） やはり子どもたちの学習権というのを保障するという意味からも、検討していくということが大変大事になってくるんじゃないかと思えます。

今、新自由主義の経済政策は格差と貧困を大きな社会問題にして

おります。格差と貧困は子どもたちにさまざまな形であらわれて、その影響というのが大変深刻になってきている状況であります。それだけに就学援助制度の拡充、これが大変求められていると思っております。

経済的な理由で眼鏡を買えなかったり、また、そういう家庭の子どもたちは学習をする権利を侵害されていることになりますので、そういう意味ではしっかりと市独自の取り組みになりますけれども、全国でもそういった取り組みをされております。ぜひ、前向きに検討していただきたいという思いでございますけれども、再度、市長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 制度の中にあつては教育委員会で制度を運用しておりますので、それを尊重していきたいというふうに思います。

○二四番（堀 広子君） 次に移ります。

要保護者に、ことしからクラブ活動、生徒会費、PTA会費が追加されましたけれども、要保護者に対しては今後検討していくということでございますが、この問題ではクラブ活動も教育の一環として文部科学省が位置づけたということに對しましては大変よいことだと思えます。今年度からの取り組みですから、新たな課題として今後取り組みを求めるところでございます。

次の入学準備費の支給の件でございますが、先ほどの御答弁で認定の状況が六月で支給が大体七月の初めから七月にかけてということでございますが、これではやはり新入学に当たって必要なものが買えなかったり、あるいは制服の準備ができないと、こういった心配が出てくるわけなんです。このようなことがないように必要

な時期に市町村が一時立てかえをしたり、貸し付けをさせる制度をつくっているところがあるんですけども、あるいはまた、東京の板橋区ですけれども、就学援助仮認定制度というのをつくっております。これは就学援助を受けている人が希望する場合には、仮認定を行って四月から六月分の給食費や修学旅行費が保護者の負担にならないように配慮されているということでございます。

それから、こういうところもございます。申請のときに所得証明書と一緒に申請時に受け付けて五月から支給しているというところもございます。そういう意味で始良市でも前向きに検討はできないでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） このような就学制度のいわゆる事務つていうのは、やっぱり適正に事務手続というのは行われていくべきものであるというふうに考えております。

拙速に至って、後にこの援助制度そのものを取り消すというような事態も生じないように、事務手続を適正にするためには現在の方法で取り組んでいきたいというふうに考えております。

他市で取り組んでおられることについては、今後、研究は深めていきたいというふうに思っております。

○二四番（堀 広子君） 多くの課題を抱えている制度でございますけれども、今、一番求められているのは、やはり国としてのこの制度の基準を明確にして、所得の判断基準を生活保護基準の一・五倍を最低基準として定めること、それからまた、要保護への国庫負担の復活ですね。この復活と国庫補助金の大幅な増額が必要かと思えます。

憲法二十六条には義務教育はこれを無償とする、と規定されてい

るにもかかわらず、学校の徴収金も年々ふえてきているという状況でございます。就学援助制度は子どもたちの学ぶ権利を保障すると、こういう制度でございますので、すべての子どもたちがお金の心配をすることなく安心して学べるよう、引き続き拡充に向けて取り組まれることを望みますけれども、教育長の考えを最後にお尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 義務教育全体がさまざまな面で無償化されるというのは、やっぱり将来我が国の繁栄と福祉をもたらす児童生徒に対する大きな期待、そういった国民的な自覚、発意のもとで行われるべきことでありまして、先般報道されましたようにOECD二十八カ国の中の対GDP比率というのが三・三%と、OECD諸国の四・八%よりはるかに劣るということがありましたけれども、これはそういう意味で国家的なといいますか、立法政策の問題として考えられるべきものであるというふうに考えております。その意味ではひとつの自治体で、公共団体が判断できることではないというふうに考えております。

○二四番（堀 広子君） 就学援助制度は、もちろん国の制度として設けられることが大変望ましいことですが、そういう意味でもこの始良市におきましては、意見書あるいは要望書をきちんと国に申し上げていくということも大変大事になってきているときではないかと思うところでございます。

次に、農業支援についてお尋ねいたします。認定農家の方と直接お話をする機会がございました。そのお話によりますと、高齢化が進んで後継者の問題が大変深刻になってきているということでした。自分たちが農業ができなくなった

ときには、どうせこの集落営農に切りかえていかないといけないということで、担い手をどうしても育てる施策が必要だということも訴えておられました。

また、行政も研究して、よい支援策を知らせてほしいと、僕たちは支援策が見えないと。何とか教えてほしいというようなこともおっしゃっておられました。

また、農業用の機械が高くて、一式そろえろといたしますと約一千万円を超えるということでありました。中古でもいいんだけれども、中古だと修理費に相当かかるということで、こういった農業の問題というのは、蒲生の議員さんのほうが詳しいということもおっしゃっておられましたけれども、そういう意味で機械がないとできないということ、高いので返済に追われて機械貧乏だと、こういう言葉まで使われておられました。国の補助があっても、機械が高いのでその国の補助を引いた残りの部分をみんなで負担することになっても、この大型の機械となりまして一人の負担が大変高くなるということ、何とか市としての助成をしてほしいということでございます。また、機械導入が御答弁では必要になったときには助成をするということ、ございましたけれども、助成内容の補助率というのはどのようになっているのでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず答弁にありますように、まずは今ある、集落営農につきまして集落内にある機械の利用をまずお願いをすると思います。あるものをまず使っていただいて、それ以降、また、別の機械、また大型の機械が必要になった場合にはその方策を進めてまいりたいと思っております。

今、ある中ではさきの六月議会、それからさきの一般質問の中でもありましたように、始良地区におきましては中甑の飼料生産組合というのが四戸で組合を組織しまして、国の補助が七〇%、受益者が二〇%です。残りの一〇%を市のほうで助成をいたしております。それと、今回の補正の中でお願いをしております加治木の小山田の機械利用組合というのが穀類乾燥機というのを購入を予定をいたしております。これが国のほうが五〇%、組合のほうが四〇%、市のほうが一〇%ということで、助成をするようにいたしております。以上でございます。

○二四番(堀 広子君) はい、わかりました。

今後、大型機械ということに集落営農が發展してきますと、どうしてもこの大型の機械が必要になって来るかと思えますので、また、今後、こういった機械の導入を図るにあたりましては、認定農家の方々を含め、それにかかわる方々が計画をやはり立てていかなければならないと思えますので、今、おっしゃられましたこの補助額を含めまして、支援の内容について早めに周知されることを求めておきます。

以上です。

○議長(兼田勝久君) これで、堀広子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。午後の会議は一時十分から開会いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後 一時 十分開議

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は、一四番、河東律子議員の発言を許します。

「一四番河東律子君登壇」

○一四番(河東律子君) 先般、発表されました二〇〇九年度文部科学省の調査で、二〇〇九年度に病気や経済的理由以外で学校を年間三十日以上欠席した不登校の中高学生が前年度より三・四%減になっております。しかし、それでもその数は全国で十二万二千四百三十二人に上っております。そのうち中学生が八割を占めております。不登校のきっかけは本人にかかわるもの、生活習慣の乱れとか無気力とかいうものですが、それが五〇・七%、友人関係、これはいじめを除いております、二〇・二%、三番目に親子関係が一三・一%となっております。

無気力など本人にかかるものが半数以上を占めているということは、その中の原因の一つとして授業がわからない、学校が楽しいところでないといった要因も考えられます。

八月十九日、本市で初めての小中学校すべての学校、そして保護者、地域の方々が参加して教育実践発表会がありました。学力向上に向けた取り組み、読書活動、魅力ある学校づくり、家庭との連携に関する取り組みなど、子どもたちの健やかな育成に欠かせないものであり、各学校の熱心な取り組みを見聞きました。

学校の教育で最も大切なことは学力をつけることだと思えます。文部科学省はこれまで全国一斉学力テストを実施してきました。第四回となることは中学三年生と小学六年生を対象に、三割の抽出式で実施し、その結果を公表しました。本市における結果の

傾向はどうでしたか。

また、全国的に応用力の伸び悩みや、中学三年の自分の感想を書く問題では、自分の考えを具体的に書くことのできなかった生徒が多く見られたとの指摘がありますが、課題はどこにあると考えますか。

また、子どもたちを伸ばすには、学校、家庭、地域の教育力が求められると思います。特に、家庭、地域の教育力の低下の原因をどのように考えるか。また、教育力の回復にどのようなことを考えておりますか。

次に、公園遊具の安全対策について伺います。

始良市は、都市公園を含め百三十五カ所の公園があります。そして、それぞれに遊具が設置されています。公園は子どもの健全発達、健全な育成に欠かせられないものであります。そして、また、大いに活用してもらいたいのが公園遊具だと思っております。それには、適正な設置と安全管理が求められます。

本市の遊具の安全点検はどのように行っていますか。

二番目に、安全対策、遊具の設置は十分と考えていますか。

三番目に、高齢者のネットワークづくりは十分かということをお伺いします。

全国的に高齢者の所在不明等が問題になっております。鹿児島県は全国的に見て高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯が多いと言われております。去る八月二十九日、菅直人首相は介護保険の対象として高齢者のひとり暮らしや夫婦だけの世帯に向けた新たな生活支援を追加する方針を明らかにしました。それほど高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯への支援が必要な時代になってきたということ

を示しているとも考えられます。

これらの人々を支援するには地域の協力なしにはできません。きめ細かなネットワークづくりを含めた支援が必要となってきます。始良市におけるネットワークづくりは十分ですか。

また、高齢者支援に欠かせない地域福祉計画の策定はどのようなになっていますか。

以上です。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 河東議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内一問目の教育問題についての御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

二問目の公園遊具の安全対策についての御質問にお答えします。

始良市内には百三十五カ所の公園があり、職員により定期的に点検を行い、遊具の部材腐食、変形等についての安全確認を行っており、危険箇所が発見された場合には、使用中止や補修を行うなどの対策を取っております。

また、公園愛護作業において遊具の点検も行っていただいております。今後も地域住民との連携を取りながら安全管理に努めてまいります。

遊具の設置は十分かにつきましては、公園の種類、規模等により適切な措置が行われていると考えております。

次に、三問目の高齢者のネットワークづくりについての一点目の御質問にお答えいたします。

全国的に高齢者所在不明が問題となっておりますが、始良市におきましては去る七月中旬に七十五歳以上の方に始良市としての介護保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証を配達証明つき郵送で

送付いたしました。この中で不在、入院等により配達ができなかった方については、職員が確認してすべての方の所在確認ができたところであります。

現在、高齢者の方々の状況を把握するために、民生委員、在宅福祉アドバイザー、自治会長、住民、介護保険事業者等からの情報や相談を地域包括支援センターにて随時受け付けをし、その後社会福祉士、保健師等が直接御本人に会い、状況確認するなどの対応をしております。今後さらに地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を対象に実態把握のための訪問活動を積極的に行い、高齢者の孤立化を防ぐネットワークづくりに取り組んでまいります。

二点目の御質問についてお答えいたします。
地域福祉計画策定につきましては、社会福祉法第七十条の規定にありますように、地方自治法第二条第四項の基本構想に即して策定されるものであることから、始良市の全体的な計画である第一次始良市総合計画に基づいて検討してまいります。

また、市民及び各社会福祉事業所等の代表者などの幅広い層の方々からなる委員会等を設置し、児童福祉、障害福祉、高齢者福祉、社会福祉、介護保険などの部門や、社会福祉協議会等の各種計画との整合を図り、策定手法や計画の内容を協議してまいります。

なお、今年度におきましては、委員会等の設置要綱等の策定に向けて準備を進めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 一問目の教育問題、学力調査についての一点目の御質問にお答えいたします。

本市では小学校二校、中学校三校が抽出されております。その結果につきましては小学校は国語では知識に関する力は県や国を上回

っておりますが、活用する力は県や国を若干下回っております。算数については知識、活用ともに県、国を下回っております。中学校は国語、数学の知識、活用ともに県や国を上回っている状況にあります。

二点目の御質問についてお答えいたします。
全国的には、知識の活用についての課題は算数、数学では身につけた知識を実生活の中で適切に活用していく力がないこと、また、国語では書かれている表現に注意して読み、適切に内容を理解する力や、資料をもとに自分の考えを適切に記述していく表現力の弱さが指摘されています。

三点目の御質問にお答えいたします。
子どもたちの健やかな成長を考えたとき、学校と家庭、地域との連携は極めて重要なことだと考えております。しかしながら、近年家庭や地域の教育力の低下が言われており、その原因としては核家族や少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で過保護、過干渉、育児に不安を持つ保護者の増加などや、子育て世代の親たちが仕事のために子どもと十分接する時間が取れないことが考えられます。

また、地域は子どもの社会性や自主性を培う場であり、子どもが社会の一員として行動する中で、成長していくことを支援する役割を果たしていかなければなりません。

しかし、都市化、過疎化が進行する中で、人間関係の希薄化が進み、近所づきあいが減ったこと、他人に関心を持たない人がふえたことなどから、地域が担ってきたこれらの機能の低下が指摘されています。さらに、子どもたちが外で遊ぶ機会や地域行事への参加が

減ったり、子どもが地域とかかわる機会が減ったりしていることもあります。

教育委員会としましては、学校教育においては特に知識を活用する力をつけるために、指導のあり方を教師主導の授業から、子どもたちに考える力をつける問題解決型への授業の充実を図ってまいります。

また、家庭や地域の教育力の回復のために、PTA活動を通じて家庭教育に関する啓発活動や学校と家庭、地域、関係機関との連携を図るさまざまな手だてを講じていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○一四番（河東律子君） それでは、第一問目の教育問題から入ってまいりたいと思います。

学校から家庭、地域までの答弁をいただきましたけれども、今度の学力テストにおきましても活用する力、応用する力が弱い。これは以前から指摘されていることでありまして、今年、特にその力が落ちたというわけではない問題なんです。それで、前に学力テストがありましたときも私は質問をいたしましたけれども、この問題は以前から指摘されておりますので、学校においてもそれなりの応用力をつけるとか、考える力をつけるとかというような努力はされてきていると思うんですけれども、特にそのことについて、学校ではどのような授業形態といたしますか、対応をされているのか、まずお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 自分の考えを適切に表現したり、あるいは知識を実生活で活用したりするためにやはり授業で児童生徒がみずから考えたり、判断したりする。そういう場面が意図的につく

り出されなければならぬと考えております。

これまでの授業のあり方としてはやはり一斉授業の教師の教え込む型の授業が主流であったわけですが、教師の指導力の向上を図っていく。特に、教師主導の授業のあり方から問題解決型の授業のあり方への転換を強く指導してきておるわけでございます。特に具体的には管理職研修会での指導、あるいは学校訪問で具体的な授業を見ながらの指導あるいは校内研修に指導主事の派遣を行って、そして授業のあり方を変える。教師の指導力の向上、授業改善をさらに進めていっているところでございます。

具体的な個々の授業の内容あるいは講習、発達段階に応じて異なるわけでありませうけれども、そういうことで今、日々取り組んでいるというところでございます。

○一四番（河東律子君） この問題はなかなか一朝一夕に改善されるものではなくて、例えば計算をするとか、漢字を覚えるとかというようなものは、練習量を積んで機械的にやっても力がつくわけですけれども、やはりみずから考えていくというようなことは、なかなか地道な努力が実らなければいけない。それにはやはり教師の指導力というのが非常に大きなポイントになってくるんじゃないかと思えます。

今、教育長もおっしゃいましたけれども、いろんな研修等で研修をされて、そういった面、例えば校内研修とか、あるいはその他の研修等、あるいは指導主事等を呼ぶとかあるんですけれども、学校の中でお互いに先生方が素直にいろんなそういう場面において意見を出し合ったり、指摘し合ったりする機会が、非常に、一番学校の中で機会が多くなければいけないと思うんです。

これは今の始良市の学校でというわけではありませんけれども、学校の校長を退職されたさる先生と数日前にお話しする機会があったんですけれども、近ごろは授業研究をして、その後、研究授業をして、あと授業の先生についていろいろする、話し合いといいますか、授業研究をするわけですけれども、その同一の学校の中にいる先生方がいわゆる指摘をしない、それは校長先生あがりの方がおっしゃったわけです。それで、批評は意見を言い合うのはいいところだけを言う。結局、ここをもっとまずいんじゃないか、どうなのか、もっとどうかしたほうがいいんじゃないの、というのは結局、校長か教頭の管理職で、先生方の自由な意見、素直な意見というのがなかなか今出てこないんですよというお話だったわけですよ。

ですから、一番校長先生は何ちゆうたかと新採の先生で、新採で上手にできるわけがないだろうと、ほかの先生方はそれでいいと思ってるのと、こんな授業でいいと本当に思ってるのと私は言うんですよというような、これは本当に個人的な話ですので、素直な元校長先生の意見なんです。

これは今現職の先生の話なんですけれども、職員会議でほとんど意見が出ないというような現状。転勤をしていろんなところに行くけれども、学校差というのはあるけれども、先生方がお互いに素直に意見を出し合って改善していこうというような意見がなかなか出なくなってきたのよ、昔と比べればというようにさういうこと。個人的ですから、本当に素直に思ったことを話していただいているんですけれども。

教育長あたりはあっちこっち学校も見られた。あるいはさういう経験が多いと思われるんですけれども、以前と比べてどうなんでしょう。

よう。そういったような傾向がやはりあるのかどうかということをお伺いします。

○教育長（小倉寛恒君） これは学校という社会だけに限ったこととでなくて、今一般的な社会の中で、やはり先輩の世代が、年長の世代が若い人たちに自分たちの培ったさまざまな技能や知識を伝えるという、そういう伝承能力というのが非常に劣ってきているというの、これは学校にもやはり当てはまるわけでありまして。まず若い世代で先輩に対して、いろんな指導を求めるという意欲というのがやはり過去に比べますとやっぱり劣ってきているという気がいたします。

また、先輩が後輩に対して苦言を呈する指導のあり方、あるいは授業の内容かれこれにつきましたも、厳しい指導をするということについては、いささか甘くなっているということがあると思います。これはやっぱり今の社会のお互いを厳しく指摘し合うということは、大人になっても、今の若い子どもたちが厳しく指導されることに非常に弱くなっていると同時に、大人も同様な傾向がありまして、そういうことでやはりそれを指摘し合わないというのがやっぱり一般的な傾向にあると思います。

これは始良市ということじゃなくて、一般的な傾向として申し上げますと、そういうことにあるというふうに理解しております。

○一四番（河東律子君） 子どもの時代から特に日本の場合はお互いに議論をし合ったり、意見をぶつけあったりというような傾向が少ないわけですね。

特に言われていますのは、例えば大学生が外国に留学をしていった場合に、外国ではどんどん意見をぶつけ合っているのに、日本の

学生はなかなか自分の意見が言えないで、え、どうなんだ、そんなんだという形で最初のうちは見ている。それはやはり小学校時代からずっと続いていく教育の中で、そういった教育が余り重要視されてこなかったということも一つの要因じゃないかと思うんですね。授業をするということは、やはり筋道をもう子どもにも教えてしまつて、子どもがそのとおりに答えを解いていくというやり方をするのが、これが一番簡単なんです。

それに例えば算数のドリル、計算を何回も何回もして点数を上げていく、あるいは漢字が書けるようになる、そういったものが非常に割とやりやすい。しかし、自分の考えを述べたり、まとめたりするというのは、これは大変時間がかかりますし、難しいことだと私は思っております。

これは、ちよつと新聞から得た情報なんですけれども「変われ、高校生。心のスイッチを入れかえる方法」という記事があったんですけれども、「日本には三百三十七万人の高校生がいる。研究機関などの調査によると三人に二人が自分はだめな人間だと感じ、十人中七人があこがれている人がいないと答える。毎年七万人が中退で学校を去る」と報告してるわけです。

そして、今ボランティアとかNPOとか若い人たちが高校等に出会って自分の体験を話すことによって、子どもたちに何かを感じてもらおうという活動が段々送りつつあるということが言われているんですけれども。そのNPOの一つのNPOの団体の女子学生がこんなに言っているんですね。「丸かバツかの解き方しか教わらないまま大学に入り就職活動で、いきなり自分は何者かと迫られる。もつと早くから考える機会があればと思った」というこれは代表者の

女子学生の言葉なんです。

ですから、やはりずっと昔からと言えば語弊あるかもしれませんが、けれども、学校の授業のあり方というのが子どもたちにお互いに自分の意見をぶつけ合ったり、人とは違う意見もあるんだという中で議論をしていくという活動がやはり足りなかったということが、この学力テストの中で問題解決能力とか応用能力とかというのが劣つていった一つの原因の一つではないかと思うんですけれども。教育長はそういうことについてはどうお思いでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 日ごろ、やはり授業の中で考えさせる授業というのは一言で言うとなかなかすけれども、なかなかそれを組み立てて、いわゆる平面的な授業のいわゆる一斉授業で教え込む授業というのは比較的簡単なことですから、子どもたち一つ一つの問題を解決させる、自分で判断し、そして自分で意見を述べさせるという授業の組み立てというのは非常に難しいところがあるんです。

これはもう指導技術の問題でありまして、これは日本は古い時代からこういった一斉授業を取り組んでおりましたけれども、やはり近年そういった指摘がされているとおおり、これからのやっぱり授業のやり方というのを大きくかえていかなきゃならないと思っております。

やはり学校では、日本のやはり学力を支えてきたものというのは研究授業の文化でありますので、やはり今後こういった授業のあり方の併用させるための研究授業を、各学校でそれぞれ取り組ませていくということが肝要だというふうに考えております。

○一四番（河東律子君） 例えば出ている問題を自分なりに考え

をまとめていくとか、あるいはこういう意見、こういう意見もあるんだよというような形で自分なりに組み立てていく。そういったものの中で国語力をつけるというのは、大変読書活動というのは大きな意味を持つてくると思うんですけども。

今度の教育研究会で各学校が出された資料をいただきました。どの学校も読書活動というのには大変力を入れていらっしやるわけですね。本に親しもうと、本が好きになろうというように形でされているんですけども。

気になるのは、読書冊数目標年間目標数を決めてあるんです。それは大変大事なことだと思うんですけども、ことしよりも去年、たくさん読みましようという目標は出てくるんですけども、じゃあ中身について、本を読んだ感想とか、お互いに意見を言い合ったりとか、そういったものを重要視していきましようというのは出てこないんですね。

例えば、去る学校がことしは八十冊読みましようという目標しました。来年は百二十冊に高めるんですよというのは出てくるんです。そうしますと、子どもたちは勢い冊数を重ねたい、自分が丸がずつと点々点が上に行きたいというので、本というのは簡単に読める本もあります。それから分厚い本もあります。また心にしみるようなものが載ってる本もあるわけですね。ですから、冊数はもちろん大事ですけれども、もつとその中身について検討しあったり、あるいは感想を出し合ったりするようなものが重要視されるような図書館活動、それと調べ学習ですね。この答弁の中でもあるんですけども、やはり図書館の本というのは調べ学習に非常に役に立つ、で自分なりにこのテーマを調べるには、どういう本を探したらいいんだ

ろうか。幾つかの本を探しながら、これにはこういうふう書いてあって、これにはこういうふう書いてあった、じゃあ自分としてはこうなんだなというふうなそういったものにつながると思います。各学校とも調べ学習というのはされているんですけども、どの程度社会科、特に社会科ですよ。に活用されているのか、各学校の読書推進の傾向といったようなものを教育長はどのようにとらえていらっしやるのかお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 近年、子どもたちの活字離れということとは非常に言われているところでありまして、新聞読まない、本を読まないというのは非常にゆゆしき問題としてとらえられているわけです。

始良市におきましてはそういう意味でやはり、どこの学校におきましても読書活動は非常に盛んであります。いわゆる幼児期からあるいは低学年から読み聞かせから始まりまして、そしてそれぞれの学年ごとに応じた冊数、目標数を設定して取り組ませておるようでございますけれども。

ただ単に、今御指摘のように数さえ競えばいいということではなくて、やはりその読書の子どものたちの傾向というものをさまざまにジャンルに広げて、特定の分野のみならずさまざまなジャンルに広げた形での読書をさせるとか。あるいは一つのテーマ、本を決めてそれについて議論するとか、そういうことも今後感想文を含めて広げて、この読書活動というのを考えていく必要があると思います。本年度重富小学校と、それから蒲生の読み聞かせ会というのは文部科学大臣の表彰を受けましたけれども、それはそういったかなり読書活動がさまざまな面で優れているということの評価されて、表

彰を受けているわけでございますけれども。

また、さらにそれを深める形でも読書のあり方ということはやっぱり考えていきたいというふうに考えております。

○一四番（河東律子君） 学校の教育論を教育長といつまでも論じているわけにはいかないわけですけれども、新しい教育長がおいでになりますして、私はいつも教育長がおいでになりましたら、その教育長の教育観というのを聞きたくて、よく一般質問の中で取り入れるんですけれども。

今、今度からまた新しい教育課程の中で新聞を取り入れる学習とあったものが今度から入ってくるんじゃないかなと思います。全国で幾つでしたか三百五十五ぐらいでしたか、指定モデル校というのがあります、新聞を活用しながら幾つかの新聞を読み比べてみたり、問題点を把握してみたりというのが取り入れられるということなんです。

鹿児島県で十か十一ぐらいの指定がされていると思うんですけれども、始良市における新聞を活用した事業とか取り組みをされているようなところはございますか。

○教育長（小倉寛恒君） 特にモデルスクールという形でやるということじゃなくして、一般の中学校の社会科あたりで、どここの学校でも新聞を取り入れた授業というのは実施していると思います。

発達段階に応じて小学校でもやはり高学年ぐらいにならないと、新聞を読みこなしたり、あるいはそれを理解するという力に乏しいところがありますので、小学校高学年から中学校にかけて、こういった新聞を活用した授業というのは取り組んでいるというふうに考えております。特にどこかで研究指定をやっているところでは

はございません。

○一四番（河東律子君） ちょっと今資料が見つかりましたけれども、鹿児島県で十三校が実践して、ここにことし二〇一〇年ですね。それから全国で私三百幾つと言いましたけど五百三十三校がモデル地区といえますか実施されております、小学校では来年度から、中学校では二〇一二年度から国語で新聞を活用した授業を行うようになるというようにございます。

やはり新聞も読みながら文章をまとめてみたり、特に長い文章、長い新聞記事を短くまとめるというような取り組みをすとか。それで新聞の取り組みをされているところの先生がおっしゃるには、やはり社会現象について非常に興味を持つようになったというような、ただ国語をまとめるとか、どうかということじゃなくて、いろんな社会のできごとというようなものを積極的に子どもたちが取り組むようになった。そういった利点というのが出てきたというように紹介されておりました。

来年、再来年度あたりから活用されますので、また各学校がそのような取り組みをされていくんじゃないかなと思っております。

教育課程が改定されまして、授業時数が非常に多くなったり、それから学習の内容が大変ふえてきております。先生方の時間内での取り組みというのが非常に難しい、大変な時代になってきたんだなということはお考えしております。

それで今長い夏休みが終わったわけですが、例えば鹿児島市あたりでは約七割の学校が夏休み中にずっとじゃないですけど、前半一週間、後半一週間とか、あるいはある一定の日にちで、子どもたちが学校に自主的に出てきて自主学習をし、先生方が、ちよっ

とあいている先生方がお手伝いをするとか。

あるいは山下小学校あたりでは算数の特別授業といいますが、わからない子どもたちを対象に教えるとか、いろんなそういった夏休みにできることに取り組むという学校が鹿児島市で約七割ということなんですね。

先生方が非常に夏休みもお忙しいわけですが、子どもたちが家庭で暑い、暑いと言いながら、やはり気が散るわけですね。そういった学習をどうせ家庭でしなきゃいけないですけれど、自由研究の助言をしたり、あるいはどこかの部屋を開放したりして子どもたちが学校に出てきて自由研究したり、自分の不得意なところを勉強したり、あるいはちよつと教えてもらったりというような取り組みがどんどん出てきていると。これはもちろん強制するものでもないんですけれども、そういった取り組みに対してどのようにお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 基本的に夏季休業中は、子どもたちは休むということで自宅での学習というのが基本になるわけです。あえて学校で非常に暑い時期に集めて授業をするということは、これは今とくに考えておりませんが。

昨年の二月の末に義務教育課からいわゆる通知文が出まして、夏季休業中であっても、いわゆる授業でなくて集団宿泊であるとか、あるいは修学旅行であるとか、そういったことは実施可能という通知が出ております。

ただ本市におきましては、それぞれ学校ごとに例えばなかなか日ごろの定着度の悪い児童生徒に対して、その子どもたち自主的に登校させて担任の先生あるいは教科担任の先生が補習をしているとい

う姿は、いろんな学校で見受けられるところであります。

これは調査したわけじゃありませんが、ひよっこり学校訪問したらやっぱり子どもたちが出てきて、先生のもとでやっぱり教わったりしている姿がごございますので、決して始良市がやってないというわけではないわけでございます。

ただ、この非常に暑い状況の中にありますので、その中でやっぱり授業をするというのは妥当かどうかというのがありますので、そこはそれぞれの学校、教師の判断に任せているところでございます。○一四番（河東律子君） そのことにつきましては鹿児島市の学校でも、そう長い日にち、時間、期間するのではなくて、ちよつとした期間を設けて自由参加というような形でやっているようにございます。

それと、今一つ言われてますが、子どもたちの集中力が非常に短くなってきたと。本来ならば、本来といいますが、ある研究者が言われているのには、子どもの集中力は学年掛ける十分。そうしますと六年生だと六十分ぐらい、一年生だと十分ぐらいしかもたないよと。ですので、先生方いろいろ授業のあり方といったものを工夫されながら、一定時間を子どもたちに集中をさせながら授業をされているわけですから。

今言われてますが、子どもたちがテレビとかゲームとか見ると、一斉にいろんな情報が入ってくると。そうしますと子どもたちというのには、そういったのには慣れていないけれども、そして短時間そういったのに集中するというのは慣れていないけれども、一人の教師の話を六十分あるいは五十分聞くというのは非常にもう、そういう傾向になってきているんだというようなことを言っていらっしゃる

方もおります。

そして学校によっては、もう授業時間を一時間目から五時間目まで四十五分単位にして五分ずつ引きますので、五時間すると五五、二十五分、その二十五分を一つ枠として計算をさせたりとか、別の授業時数として組み込んでいくというような取り組みを研究をして成果が上がったというようなところもあるわけです。

今小学校五十分ですかね、一時間、多分そうだと思うんですけども。いろんな研究をしながら子どもたちに集中力をつけて、そして身の入った授業をして子どもたちに力をつけていきたいというような取り組みがあるんですけども。

子どもたちの集中力と授業面について、またそういったような時間もちよつとある学習内容によっては短くしてほかのものとセットにするというような、そういうことはできるんでしょうか。いかがですか。

○**教育長（小倉寛恒君）** 現代のような物質社会、いわゆる消費社会というのは子どもたちに過度の緊張とそれからやっぱり刺激を与えるわけですね。それでその、例えば今御指摘のようにゲーム機などには集中できても、特定の人間の話に対する集中力というのは非常に劣ってきているということがあるわけです。

したがって、学校の授業のあり方、それぞれ低学年にあつては、ベテランの教師が担当して、そしてその集中力の持っていくき方という、それは工夫しながらやっていることだというふうに考えております。

学校の中で例えば授業時間を変更して、それは例えば高校でも六十五分授業なんてこと、普通は五十分授業なんですけども、六十五

分授業をやっている学校もありますけど。それは極めて変則的なやり方で、どっかでつじつまを合わせなきゃいけないのがあるが、非常にめんどくさいところがありまして、やってできないことはないわけですけども、日ごろのやっぱり授業の中で工夫していくということが一番ベターだというふうに考えております。

○**一四番（河東律子君）** 子どもたちが将来自立して、そして自分の力で問題を解決しながら一人の社会人として活動はしていけるといったようなこと、これがだれも手伝ってくれないわけですから自分で考えて自分で行動できる、そういった子どもを育てていくというのが一つの大きな目標だろうと思います。

応用問題とか、活用する力というのが弱い、それを伸ばすというのは非常に大変な地道な努力とか授業のあり方について大変難しい面もあるんですけども。難しい、難しいとも言っておれませんし、一番はやはり学校のその学校の中でお互いに先生方が刺激し合いながら改善をして、そして学校の一つの応用問題を解く活用する力をつけるためにはどういったやり方をやったらいいんだろかなという、学校でテーマを当然決められると思えますので、先生方が自由に意見を述べられながら、若い先生方も伸ばしていくというような活動ができることを期待いたしまして、次に入りたいと思います。

公園の遊具についてでございますが、答弁によりますと定期的に点検を行っており、危険箇所が発見されたら、使用中止や修理をするというような答弁をいただいております。

まず、定期的な点検といえますか、それは具体的にはどのような例えば年に何回とか、そしてチェック項目を書いたマニュアルが多分あると思うんですけども、その辺のところをもう少し具体的に

お知らせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

定期点検は四月、八月、十二月の年三回と、また通常のパトロールの中で行っております。また、それと愛護団体の方たちが目視で月に二回程度の点検を実施されております。

それから、点検項目につきましては、ブランコにつきましては地面のへこみ、これは箇所とか点検項目によって、またその状態とか指摘事項とかちゆうような形でメモをしてやっております。安全領域で地面のへこみとか障害物とか、それから基礎部で変状、ぐらつきとか露出とか、それから支柱部で変形、ぐらつき、さび、そういうもの。それからボルトのゆるみとか座板の腐れとかそういうのを主に点検をやっております。

○一四番（河東律子君） 始良市になりましたから、まだ何カ月ということしかたっておりませんけれども、例えば始良町でも加治木町でもよろしいんですけれども、そういう不都合なものを発見して撤去された遊具とか、そういったものはありますか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

今年度の点検で修繕を行ったというのがブランコでチェーンと座板の交換を行っております。

○一四番（河東律子君） 私、以前も公園のことを取り上げたことがあるんですけれども、やはり公園というのは何なのか。公園の遊具というのは何なのかということですね。そうしますと、やはりこれも子どもの健全な育成にかかわってくるわけですね。危なくない公園で遊び、そして、健全な身体活動とかあるいは仲間とのコミュニケーションとか、楽しく遊ぶとか、いろんな面で子どもたちが

が健やかに育っていくようにというふうなことで、いろんな遊具も設置されていると思うんです。

それで、例えば一時期、全国的に半回転するといいますが、そういった遊具なんか危なくて撤去されたときがあるんですけれども。それぞれの遊具にはこの遊具はこういう面で子どもたちの発達とか、そういった面で寄与するだろうというふうな、ある程度の目的があると思うんですね。そして一番はやはり安全であるということ。これは一番の公園の遊具における一番大事なことなんですけれども。

例えば子どもたちというのは、学校の天窓から落っこった子どもがいましたように、大人が想定しないような行動も起こしたりして、危険がどこに迫っているかわからないわけです。

私もこの質問をするに当たりまして、旧始良町の公園ほとんど見て回りました。加治木、蒲生までは手が回りませんでしたけれども、都市公園及び小さな団地に設けられている公園をずっと見て回ったんです。

これで遊具が子どもの発達にそぐっているのかな、いいのかなと思うような公園もありますし、危険なものがあるというのは余り見かけませんでした。やはりそういった面はまず、ねじがゆるんでいるかなとかということについて、あ、これ危ないんじゃないかなと通常思えるようなものについては、やはり年三回の点検、それから愛護作業の方々の点検といったもので、撤去されたりあるいは修繕がされているんだなというのは感じました。

そこで、今言われているのが、やはり公園においては真下の遊具の真下の危険性というのが言われているわけですね。真下に子ども

にとって危ないものがあつたら危ないよと。特に幼児というのは頭のほうが重たいわけです。もし落っこつたら、頭から落っこつちるんですね。落っこつちて、下の面が弾力がある、あるいは危なくないところであれば、それで助かる、助かると思いますか大事故が起らないわけですけれども。

何で私がこういうことを特に申し上げるかと言いますと、もう私の娘が今三十幾つになりました。私の家はすぐそこです。西公園で遊んでいたわけですね。三歳近く、二歳幾らになったときに、滑り台の階段を上っていきました。途中のところまで、私は下にいたんですけども、途中のところでも「ママ、できたよ」と手を振って、そしてまたここを握ろうとしたんです、一方は握ってたんですけども。これが宙を切ったんですね、そのまま真つ逆さまに下に落ちました。高さはこれぐらいだったでしょうかね、頭から落ちたんです。でも、私は大急ぎでもう、もう、どんなに行つたか知りませんけれども、内倉外科に行つてレントゲン全部撮ってもらいました。幸いどうもありませんでした。その後、西公園のセメントの設置のほうは大分小さくはなつて、うちの子どもが落ちたところは今土になつております。

そういうこともありましたので、特にそういった危険性はないのかなというので公園を見てまいりました。遊具が設置されている一番下のいわゆる固定しているところ、普通セメントで固定するわけです。新しい公園、区画整理の事務所の隣にある松原のたいこ公園、それから総合運動公園にあります公園、あそこあたりは相当大きな遊具がたくさんあつて子どもたちも楽しく遊んでおります。

そこはたくさん遊具があつて、ある程度大がかりな遊具があるん

ですけれども、固定は全部土の中に埋められております。セメントとか何とかというのは一切出ておりませんでした。結局、基準がそういうふうに変わつてきたんだらうと思えます。固定するところにおいてはセメントかそういうものはいけませんよと。

ずっと国土交通省は遊具の安全性に関する指針というのは改定版を十九年か二十年に出しております。その中でその安全性が言われているのが、結局そのセメントか何かで固定したところが土の中に埋め込められればそれが一番よろしいと。でも、できなければ、ラバーとかいろんなものでクッションを果たすようなもので覆いなさいというふうに書かれているんですね。

見て回りましたら、旧始良町の公園の中でもかなり立派なセメントで固めてあるのが、むき出しになっているところがあるわけです。そういった面の点検というのが、先ほどの点検のなかでは遊具のねじとか何とかという点検は出てきましたけれども、そういうセメントの固定してあるセメント、真下にある危険というのを意識しながら点検をされたことがあるんでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、ブランコと基礎部の中で露出という項目の中で言いましたが、これがそのコンクリートの基礎の部分の露出というふうなことになると思つております。

議員おっしゃられるように昔の古い遊具等は、その指針がまだ定まる前の設置の関係から、やっぱり基礎が露出している箇所があります。そこら辺は今後安全管理の面を徹底するために、土で盛つたりしてその基礎の部分が隠れるような対策をとっていききたいと思つております。

○一四番（河東律子君） この公園の安全については、先ほど言いましたのも安全についての改定版なんです。だから、やはり改定、改定、改定されて、より安全にというようなことで基準が定まっていきたいと思います。

例えば、昔は遊具は遊具を使うところにお任せされて、幅が狭かったり広がったりとかというような遊具があったとかいっただけのお聞きですけれども、今は例えばこれだったら頭がひっつかからない程度の頭何センチにあけなさいよとかというところまで細かく指定がされているんです。

ところが、今言いましたように、じゃあ何年にはこういうふうなコンクリートで覆わなきゃいけませんよと、覆うて下さいよという。それ以前につくったのは、やはり逆戻りをして安全点検をしないと、私はいけないと思います。

できたそのときから先は安全だけれども、前につくったのは前のだからいいんだろうというようなことではなくて、やはり特に公園の遊具等につきましては、できた、改定されたその時点で前につくった公園はどうなんだろうか。子どもたちにとっては安全なんだろうかという目線ではやはりチェックをしていただけたらと思いますので、そういうふうな思っております。

それと、愛護作業におけるチェックなんですけれども、月に二回ぐらい見ていただいていると言ってるんですけど、愛護作業をしながら、どっか危ないところはないかなと見られると思うんですけど、これ、こういうところは特に重点的に見てくださいというのは、チェックのポイントのお願いというようなものをつくって渡されているんじゃないか。

○建設部長（大園親正君） 答えたいします。

点検方法といたしましては、遊具とか公園の状態とか目視でお願いしているような状況でございます。

○一四番（河東律子君） その件につきましても、目視といいますが明らかに見て、あれはゆるんでいるんじゃないかなということにもなると思いますので、余り細かい点検をお願いすると、愛護作業も「いや、そこまではできません」ということになると思いますので。ちよつとこういうポイントとこと、こういうポイントだけは押さえてくださいよというふうなことで、やはり紙に書いたといいますか、マニュアルといいますか、そういうものを兼ねてほら、年三回の点検をされておりますから、大きなことになるようなものはないと思うんですけれども。

特に愛護作業の方には、ここと、ここと、ここを見てくださいよと言ったものが、つくってお渡ししておくのがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○建設部長（大園親正君） 答えたいします。

今後また、その愛護団体の方たちにも点検方法とか、そのマニュアルをつくって、それによりまして点検お願いしたいと思っております。

○一四番（河東律子君） 時間なくなりましたが、最後の高齢者のネットワークづくりについて。これにつきましてはもう新聞等でいろんな情報が出されております。

鹿児島県が状況がこの前新聞に出ておりましたけれども、すべてが確認されているということは、やはりまだ隣、近隣のネットワーク、ネットワークとまでは言わなくても、隣の人は確認すると

というようなことが、あいさつをしたりとかというのができている証拠だと思っただけですけれども。

この前、こういうのが載っておりました。薩摩川内市では包括支援センターの方が、薩摩川内市の八百六十人ぐらいの対象者に対して、包括支援センターの方が全部調査に回られたと。今半分ぐらい回ったということですね。その中で、三人ほど全く隣とも交渉がないという方を発見した。これは毎年一回は包括支援センターで続けていくというようなことなんですね。

始良市でもここに最後の答弁のところ、「地域包括支援センターの職員が、高齢者世帯を対象に実態把握のための訪問活動を積極的に、高齢者の孤立化を防ぐネットワークづくりに取り組んでまいります」とこの「積極的に」というのがどの程度具体的にどのようなかというのを伺いたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

答弁でも申し上げております「積極的に」というところでございますが、これは具体的に申しますと、この九月から実際に活動しております。特に孤立化が進むような公営住宅等からでございますけれども、ネットワークづくりに向けて訪問活動を始めたということで、こういう表現をさせていただきました。

以上です。

○一四番（河東律子君） この高齢者に対するネットワークづくりというのは、もちろん市役所だけでできるものでもありませんし、また民生委員さんとかいるんな方が活動をされて、今のところわりとうまくいっているんじゃないかと思えますけれども。

特に民生委員さん、自治会長さんあたりは、自治会の中に入っている人は非常に把握しやすいけれども、自治会に入っていない方々への把握とか、アドバイスとか、そういったものが手薄になるんじゃないかと思うんですけれども。特にその辺についてはどのような方法を用いようかとされておるんですか。

○福祉部長（谷山昭平君） お答えいたします。

まず一番心配はされるのは、自治会未加入者の中で要援護者の関係だと思っただけですけれども、これにつきましてはさきの湯川議員への答弁の中で、データを作成しまして、今後ネットワークにつきましては検討してまいりますということでお答えをしたんですけれども。

要援護者以外の高齢者、いろいろいらっしゃるわけですけれども、民生委員とか在宅福祉アドバイザー、そういう方々の活動を通じて、今後ネットワークづくりに対象は研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○一四番（河東律子君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで河東律子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。五分程度。

午後 二時 六分休憩

午後 二時 十一分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、一一番、竹下日出志議員の発言を許します。

「二一番竹下日出志君登壇」

〇二一番（竹下日出志君） 公明党の竹下日出志でございます。暮らしやすい始良市の実現を目指して、市民の目線から政策を提言いたします。

さきの参議院選では公明党は埼玉、東京、大阪の三選挙区で完勝することができました。比例区でも民主、自民、両党が大幅に得票数を減らす中で、公明党は前回並みの得票数をほぼ維持することができました。我が党への御理解と御支援をいただきました有権者の皆様、党員支持者の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

参議院選の結果、国民の二大政党離れが顕著となりました。国民の期待は公明党を初めとする第三局の政党に集まっています。公明党は国民の目線に立った生活者本位の政治を展開する政党として、国会、地方議会あわせて三千人のネットワークがあります。地方議会に足場を持たない他の第三局の政党とは違います。私は皆様の一歩近くで動く、働く、公明党チーム三〇〇〇の一人として暮らしを支え、生活の現場に根ざした政策の実現を目指して質問いたします。初めに、内部障害者支援の充実について質問いたします。外見からはその人に疾患、病気があるかどうかわからない、内部障害者についてであります。

体の内部に疾患があることから、見えない障害とされる内部障害者は、心臓や腎臓、肺、小腸などの内臓疾患による障害、免疫機能障害がある人のことを言います。厚生労働省の平成十八年調査によりますと、身体障害者三百四十八万三千人のうち内部障害者は三〇・七%の約百七万人、身体障害者の四人に一人が内部障害者であり、その半数が心臓機能に障害を持つ人であると言われています。

これらの内部障害者の方々は、スーパーなどで障害者用の駐車スペースに車をとめたら警備員に注意された。疲れたので電車やバスの優先席に座っていると冷たい目で見られたなど、周囲からの無理解に悩んでおります。さらに社会的認知が低いため、職場で内部障害者であることを理解されず、健常者と同じ働きを求められて体調を崩したり、退職に至るケースもあります。

こうした状況の中で、二〇〇四年三月に内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会が結成されました。そして啓発マーク「ハート・プラス」を作成し、公共施設や交通機関などに普及させる活動を全国各地でスタートさせました。

そこで、内臓機能などに障害のある内部障害者・内臓疾患者は、外見は健常者とはほとんど変わらないため、障害者の駐車スペースやバスの優先席などを利用する際に誤解を受けやすい。身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスしたハート・プラスマークの作成と普及が求められています。

次の三点について質問します。

一点目、行政指導でハート・プラスマークの普及と社会的理解を促進する考えはないか。

二点目、ハート・プラスマークを表示した内部障害者駐車スペースの設置や優先席を追加設置する考えはないか。

三点目、義務教育において、内部障害の教育を行う考えはないか伺います。

次に、思いやりのところをはぐくむ体験学習について質問します。近年、子が親を、親が子を、また行きずりの人を無差別に殺傷してしまうという信じられない事件、事故が起きています。猛暑の中、

大阪の幼い姉弟が母親に置き去りにされて何も食べる物がない部屋で寄り添うようになっていました。また、横浜では母親らによって幼い女兒が木箱に閉じ込められ窒息死しました。こうした目を覆いたくなるような痛ましい事件が続発しています。

このような事件が起こる今の社会風土を変えていくことが重要であると思います。そうした原因の一つは、大人も子どもも人とのふれあい不足から、相手を思いやる心や感謝の心が薄れてきていることではないでしょうか。

思いやりの心をはぐくむ取り組みとして、鳥取県湯梨浜町の小学校では「赤ちゃんの登校日」という授業を行っています。対象は小学五年生で、児童と一歳未満の赤ちゃんとその母親、そして一人のサポート役がグループをつくります。

専門の指導者の呼びかけのもと、お互いのあいさつから始まり、子どもたちが赤ちゃんの母親やサポート役に見守られながら、子育て中のお母さんから日々の赤ちゃんの生活を聞いたり、赤ちゃんを触ったりあやしたり、おむつがえをしたり抱っこしたり赤ちゃんに触れさせてもらうことで、小さな命のぬくもりと優しさを体験する授業であります。

子どもたちにとって自分を育ててくれた親への感謝、他人への思いやりの心がつくり出されるすばらしい試みと思えました。そこで、小中学校などで、子どもたちが赤ちゃんを抱っこしたり、一緒に遊んだりする赤ちゃんふれあい授業が広がっています。

子どもたちが命の大切さを実感したり、情操を養ったりする取り組みとして、赤ちゃんふれあい授業を実施する考えはないか伺います。また、赤ちゃんと小中高校生のふれあい授業を推進するための

コーディネーター、調整役養成講座を実施する考えはないか伺います。

次に、校庭の芝生化推進で安全な学校づくりについて質問します。校庭の芝生化は子どもの体力向上やけがの防止、騒音の低減など、教育、健康保全上の効果が上げられています。

また、芝生化された校庭を地域に開放することで、地域住民がグランドゴルフなどスポーツの交流も盛んになり、校庭の芝生化は学校の緑化だけではなく、雨水を吸収し、土ほこりを防げます。

また、太陽熱を吸収し、ヒートアイランド現象、温度上昇を緩和するなど、環境保全の上からも大いに期待できるものであります。

しかし、特に維持管理の面から、芝生化イコールコスト高、また管理が大変だという声があります。手入れが容易で成長の早い品種、ティフトン芝、西洋芝をポットの中で育て、一平方メートル当たり四束を田植えのように植え、自然繁殖させるポット苗移植による鳥取方式というものがあります。苗代等が安く、特別な土壌改良を必要としないため、低コストで芝生化を行うことができ、年間の維持管理費は芝刈りと肥料をまくだけで、一平方メートル当たりの単価が百円以内に納まります。そして学校独自に授業や芝生の世話を通して、児童生徒の心と体の成長を図ることができます。考案者はニュージーランドから鳥取市にやってきたニール・スミスさんです。日本の砂漠、それが校庭だというスミスさんは、日本の校庭や運動場が土であることに違和感を持ち、土のグラウンドが一方所もないニュージーランドで育った自分にとって、硬くて転んだら出血する日本の校庭やグラウンドが、日本の子どもたちから外で思い切った走り回り、安心して遊ぶ権利を奪っているように見えてしまうがな

かったと語っています。

スミスさんが二〇〇四年から取り組んだ鳥取方式は、除草剤や農薬を一切使用せず、環境と利用者に優しいことから、校庭の芝生化にもってこいで、専門業者でなくても、だれでも子どもでもガーデニング感覚で取り組むことが可能であります。そこで国の環境対策として進めるスクール・ニューデイルの一環として、学校の校庭などを芝生化する取り組みが全国的に広がる中、ポット苗移植による鳥取方式が注目を集めています。

一点目、屋外教育の充実や児童のけが防止のほか、砂じんの飛散防止、ヒートアイランド化の抑制、景観の改善など多様な利点があります。校庭の芝生化を推進する考えはないか伺います。

二点目、現在、本市の小中学校で校庭の水はけの悪い学校をモデル校として、校庭の芝生化を推進する考えはないか伺います。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 竹下議員の御質問にお答えいたします。

御質問のうち、一問目の内部障害者支援の充実についての三点目と、二問目の思いやりの心をはぐくむ体験学習について、及び三問目の校庭の芝生化推進で安全な学校づくりについての御質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

一問目の内部障害者支援の充実についての一点目の御質問にお答えいたします。

本市における身体障害者のうち、内部機能障害者は、本年三月三十一日現在、千八百八十三人で、全体の二六・九％、うち六十歳以上が九百六十二人で、八一・三％を占める状況にあります。また約半数が一、二級の重度障害者に認定されており、他の障害部位と

比較した構成割合が年々増加している傾向が見られます。

御指摘のように、内部障害・内臓疾患は外見からはわかりにくい障害であるため、日常生活でさまざまな誤解を受けるなど、まだ十分に認識されていないことは承知しているところであり、ハート・プラスマークは、一般社会にこのような人々の存在を視覚的に示し、周知の第一歩とするための取り組みと理解しております。この活動を推進するNPO法人は、内部障害者・内臓疾患者が一般社会に理解されることにより暮らしを向上させ、福祉の増進に寄与することを目的としており、福祉施策の観点からも事業活動に賛同するところであり、あります。

本市においても、公共施設で一部表示しておりますが、全般的に検証し、広報誌等による啓発とマークの普及についても検討してまいりたいと考えます。

二点目の御質問についてお答えいたします。

障害者の駐車場利用につきましては、内部障害者も含め、県が昨年十一月から導入しましたパーキングパーミット制度の実施に伴い、本年七月に県と協定書を交わし、本庁舎、総合支所駐車場ほか九カ所の公共施設が四十五台分を協力施設として指定しました。身体障害者駐車場の適正利用を図るため、残りの施設についても随時整備指定してまいります。

御指摘のマーク表示につきましては、一点目でもお答えしましたとおり、今後調査検討してまいりたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 一問目の内部障害者支援の充実についての三点目の御質問にお答えいたします。

学校においては、人権教育において、自分の大切さとともに他人

の大切さを認める教育を推進することで、外見上では他者に理解が得にくいことがあることや、他者の痛みがわかるような児童生徒の育成に努めているところであります。

具体的には、身体障害者福祉法で定める内部障害のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、いわゆるエイズについては、小学校六年生及び中学校の保健で学習しており、今後その他の内部障害についても道徳や各教科、特別活動、総合的な学習の時間の中心としたすべての教育活動で、生命尊重や思いやり、公正公平の心をはぐくむ教育を推進してまいります。

次に、二問目の思いやりの心をはぐくむ体験学習についての御質問にお答えいたします。

子どもたちが赤ちゃんと触れ合い、かかわることは、思いやりの心や命を大切にすることの育成につながる大切な体験学習だと考えております。始良市の多くの小中学校において、同様な体験学習を小学校では生活科や総合的な学習の時間に、中学校では家庭科や総合的な学習の時間、職場体験学習として教育過程に位置づけ、近隣の保育所や幼稚園と連携を図り、幼児や育児との触れ合い学習を行っております。

教育委員会としましては、コーディネーターの役割を果たしている学校内の担当者や保育所、幼稚園との連携をとらせ、現在小中学校が実施しております体験学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、三問目の校庭の芝生化推進で、安全な学校づくりについての一問目の御質問にお答えいたします。

学校のエコ・スクール化は、現在、室内温熱環境の向上や、子ども

もたちの自然エネルギーへの関心の高まり、校庭芝生化に伴う子どもたちの外遊びの増加など多くの効果が認められております。現在、始良市の学校では、小学校五校、中学校一校の校庭に芝生がありますが、芝生の維持管理については、年間を通じて学校の教職員にかかりの負担がかかっている状況です。今後校庭の芝生化を進めていくには、維持管理を考慮し、校庭の状況を見ながら、年次的に部分的な整備から検討をしております。

二点目の御質問についてお答えいたします。

水はけの悪い校庭の整備につきましては、排水対策を中心とした整備を年次的に推進していく必要があると考えており、芝生化については、その整備の状況を見ながら検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

〇一一番（竹下日出志君） 内部障害者支援の充実につきまして再質問いたします。

内部障害は内臓機能の障害であり、身体障害者保健福祉法で六種類の機能障害が定められています。国の平成十八年身体障害者・障害児実態調査によりますと、全国の身体障害者数は三百四十八万三千人で、このうちの内部障害者は百七万人となっております。

内部障害で最も多いのは、心臓機能障害、五十九万五千人であり、腎臓機能障害二十三万四千人、膀胱・直腸機能障害十三万五千人、呼吸器機能障害九万七千人、小腸機能障害八千人、ヒト免疫不全ウイルスHIVによる免疫機能障害が千人の順となっております。

また内部障害者の方は生まれつきの人もいますし、後天的に障害を持った方もいます。体の中に障害を持っていますので、外から見ただけでは元気なのか病気を持っているのかわかりにくいことがあ

ります。

始良市に内部障害者が千百八十三人おられます。内部障害者は心臓や腎臓などの六つの内臓機能、またヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活の活動が著しく制限されています。基礎体力も健常者より落ちるため、疲れやすく医療とのかかわりなしには暮らすことができません。

特に深刻な問題は、外見が健常者とほとんど変わらないため、本人やその家族、知人が周囲に知らせない限り理解を得ることができません。そのためハート・プラスの会は身体内部を意味するハートマークに思いやりの心を込めた、ハートの思いやりの心をプラスした「ハート・プラスマーク」を自発的に作成し、普及に努めています。

そこで市長に伺います。内部障害者に温かい理解をしていただくために本市独自のハート・プラスマークを作成し、配布する考えはありませんか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、内部障害者につきましては年々増加傾向にございまして、またその重度化も進んでいるとございまして、広く市民に理解されていない状況ということでございますので、マークの普及についても答弁で申し上げましたハートプラスの推進するNPO法人等からインターネット等でとれるようでございますので、一部窓口表示等はしておりますけれども、取り組んでいきたいと思っております。

おのおのの障害をお持ちの方についての配布等については、今後

検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○一番（竹下日出志君） 市長へ伺います。現在始良市では、千百八十三人の方が、内部障害者がおられますが、この中で必要な方につきましては、市の方でハート・プラスマークを配布する考えはございませんか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

このハート・プラスマーク、直接ではないとしても、県のほうでもそのような認知をいただくためのシール等も作成していただいているようであります。そういうことを考えまして、市といたしましては、外観上判別しにくいという方々については何らかの方法を手立てをいたしました、そのように一般の方々に認知いただけるように研究してまいりたいというふうに思います。

○一番（竹下日出志君） 国の平成十八年身体障害児・障害者の実態調査で、全国の障害児の数は九万三千百人のうち、内部障害児は二万七百人となっております。始良市の障害児と内部障害児はどれくらいおられますか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

内部障害の総数は、答弁で申し上げましたが、一千百八十三名でございまして、このうち〇歳から十八才未満の内部機能障害児は十三名でございまして、以上です。

○一番（竹下日出志君） ここで一通の手紙を紹介いたします。これは熊本市交通局に届いた手紙です。「私は毎日市電で高校へ通

っています。私は先天性の心臓病で身体障害者です。学校の体育はできません。続けて歩けるのは二キロまでだと医者に言われています。毎月病院で検査を受けて、毎日薬を飲んでいきます。けがをする
と血がとまりにくく、頭を打つことが一番危ないと言われています。ただ
けど見た目は健康です。手術の跡が胸に大きく残っているけど、制服を
着ていれば見えません。だから私が混んでいる電車で座っていると、お
年寄りの方に文句を言われたことがあります。だけど私は席を譲れませ
ん。私のように見えた目ではわからないけど病気の人が結構います。そ
んな人たちの中からハート・プラスマークというマークができました。私
の学校ではマークのことを理解してもらえて、とても助かっています。電
車の中にポスターを張ってもらえて、とても助かっています。でも、この
マークの意味を理解してもらえないと意味がありません。よその県の電
車にポスターをつけてくれるところがあるそうです。どうぞよろしくお願
いします」。以上が手紙の内容であります。

そこで教育長に伺います。先ほどの高校生の手紙に、「私の学校では
マークのことを理解してもらえて、とても助かっています。私はマークを
つけて通学しています。でもこのマークの意味を理解してもらえないと意
味がありません。」とありました。始良市の全小中学校、また高校でも
ハート・プラスマークの意味を理解してもらえるように取り組む考えはあ
りませんか。

○教育長（小倉寛恒君） この内部障害者に対する理解というのは、ま
だまだすべての国民に、また学校でもそれほど深く認識し、また取り
組んでいるという状況にはございません。そういう意味では、やはり先
ほど答弁いたしましたように、今後、道徳科教科、あ

るいは特別活動、総合的な学習の時間で、このマークの意味、ある
いは内部障害者に対する理解というものをさらに深める教育という
のは進めてまいりたいというふうに考えております。

○一番（竹下日出志君） 私たちが町に出かけるとき、公共施設
や店舗などさまざまな施設で車いすをモデルにしたマーク、身障
者の国際シンボルマークでありますシンボルマークが多く、駐車
場に目にするようになりました。この身障者用駐車場は、体に障害の
ある方が施設を利用しやすいように施設の近いところにあり、ス
ペースも広くつくられています。しかし、障害のある方からは、障
害のない方が身障者用駐車場に車をとめているためとめられないと
いう多くの声を聞きます。

そこで鹿児島県では、本当に身障者駐車場を必要とする人に県内
に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明ら
かにして駐車スペースを確保する、鹿児島県パーキングパーミット
制度を実施しています。この制度では歩行が困難な方として、体に
障害のある方を初め高齢者や妊娠されている方なども駐車スペース
を利用できる方としています。この取り組みを通じて、障害のない
方の駐車をなくすることはもちろんのこと、車を運転する方々の意
識を変えていきたい。身障者用駐車スペースをふやしていきたい。
そして、鹿児島に住んでいる人々が譲り合い、思いやりの心を持ち、
みんなが安心して暮らしていける社会をつくっていききたいと思いま
す。

そこで現在、始良市に思いやり駐車区画パーキング、パーキング
パーミット協力施設がどれくらいあるか把握されておりますか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいた

します。

答弁でもいたしましたけれども、本庁舎総合駐車場ほか九カ所の公共施設に四十五台分を協力施設として指定いたしましたしております。以上です。

〇一一番（竹下日出志君） たいま公共施設としては九カ所、四十五台分の駐車スペースを確保しているということでありますが、鹿児島県のほうの協力施設を調べてみますと、商業、飲食施設、観光宿泊施設、金融機関等全部で始良市に三十二施設八十八台分の駐車スペースが確保されております。しかし、これはまだまだ市民へのPR不足があるんじゃないかなと思います。

今後この点も含めまして、この県のパーキングパーミット制度についての市民へのPR、普及等はどのように考えておられるか伺いたします。

〇福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） お答えいたします。

先日、県のほうからこの身障者用駐車場利用制度パーキングパーミット制度についてのチラシも届いたところでございます。これは市民の方々に広く理解していただくという意味で、また講座等を通じて広く啓発していきたいと思えます。

それから、今言われましたように、駐車スペースに健常者の方とめないというモラルの問題でもございますので、その辺もあわせて啓発してまいります。

またそういう駐車場の数の推進という意味でも取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

〇一一番（竹下日出志君） 次に、思いやりの心をはぐくむ体験学習について再質問いたします。

「始良市の小中学校では近隣の保育所や幼稚園と連携を図り、幼児や園児との触れ合い学習を行っております」と答弁がありますが、具体的に事例を紹介できませんか。どの学校が幼稚園や園児と触れ合い学習を行っておられるのか伺います。

〇教育長（小倉寛恒君） 私どもが調査いたしました中では、小学校在十六校のうち九校、中学校は五校のうち四校が幼稚園、それから保育所、あるいは老健施設、こういったところと——これは老健施設はまた別ですけど、こういった施設との体験学習を実施しているという状況にございます。

具体的には、いわゆる先ほど御紹介ありましたように、鳥取県の〇歳児から一歳ぐらいの赤ん坊を抱っこするというのは、非常にやはり親の側も非常に懸念を持つわけでございまして、そういう意味では、やはり二、三歳児と特に小学校の低学年で交流するというところで今実施しているというのが実情でございます。

〇一一番（竹下日出志君） それでは、〇歳児につきましての質問をさせていただきますが、東京の江戸川区では、赤ちゃんと触れ合うことで命の尊さや小さな子を思いやる心を養ってもらおうと、中学生が赤ちゃんと触れ合い体験が行われております。赤ちゃんと触れ合いの前に、保健師が赤ちゃんの接し方、抱っこの仕方、おむつのかえ方などを生徒に説明します。また保健師からは、「中学生になると赤ちゃんなどの小さな子どもと接するのが恥ずかしいと思う人が多くなります。きょうの体験を通して、赤ちゃんは何物にも変えがたい尊さ、いとoshii存在だということを知ってください

い」と生徒に呼びかけていました。

最初は生徒、赤ちゃんともに初対面とあって、警戒したように距離をとっていました。遊んで行くにつれて、徐々にその距離も縮まり、用意してあったおもちゃや絵本と一緒に遊んでいました。赤ちゃんの中にはおなががすいて母親にミルクを欲しがります。生徒たちは普段なかなかできないミルクの授乳を体験させてもらいました。初めて赤ちゃんの抱っことミルクの授乳を一度に体験した女子生徒は、緊張しながら赤ちゃんを抱っこし、慣れない手つきでミルクを飲ませます。赤ちゃんにミルクをあげた生徒は、「赤ちゃんの体は柔らかくて意外にも重たかったです、足がしびれてしまいました、でもミルクを飲んでる姿を見ていたら、とてもかわいくて頑張っていました」と話していました。体験に参加した母親からは、「中学生と接する機会がなく、赤ちゃんをどのように思っているのか不安でした。でも今回参加して、中学生と話してみたり、赤ちゃんと遊んでいる姿を見て、とてもよいイメージを持つことができ、安心しました」と、話しております。

区の子育て支援課では、赤ちゃんとの触れ合いを通じて、子どもたちが命の大切さを実感すると同時に、自分も大切に育てられたことに気づいてくれるとして、赤ちゃん触れ合い事業を今後さらに拡大していく方針でもあります。

また愛知県の高浜市では、赤ちゃんに触れることで中高生に肌で感じてもらい、将来結婚し、家庭を持ち、子育てにかかわったときの貴重な予備体験として、育児不安から来る虐待の予防につながることを目的に実施しています。平成十四年度に厚生労働省のモデル事業として、当初は中高生と赤ちゃんの交流事業推進委員会を

設置し、学校の授業の一環ではなく委員会が主体となり、市内の中学校や高校の協力を得て授業を実施しました。具体的には学校に呼びかけ、参加者の募集をして、子育て支援センター、保健センターなどで交流事業を実施しました。赤ちゃんの協力親子は、児童保健センターを利用しての方にお願ひしました。中高生の参加は、事前に赤ちゃんについての予備知識や交流の際の注意点など事前のレクチャーを受けて交流に参加しました。

平成十四年度に厚生労働省のモデル事業として全国五地区、東京杉並区、京都市、新潟市、岩手県水沢市と愛知県高浜市で実施され、高浜市ではその後も市の単独事業として継続して実施しています。

平成十九年度からは、まちづくりの会市民団体が自主事業、赤ちゃん親子触れ合い交流として、中学校の授業の一環として中学生と赤ちゃん、親子の触れ合い体験学習を行っています。生徒の驚きの声として、「赤ちゃん一人いるだけで部屋の中のみんなが笑顔になる。赤ちゃんはすごい力を持っているんだ。」とありました。また指導する保育士は、「大切なのは赤ちゃんの成長に実感することです。それには触れ合いを続けていくことが欠かせません。」と語りかけておりました。

そこで教育長に伺います。始良市でも教育委員会、学校、保健センター、家庭、地域、関係団体と連携を図りながら、思いやりの心をはぐくむ体験学習、赤ちゃん触れ合い事業を通じて、次の世代へ命をつなぐことの大切さを子どもたちに実感させる考えはないか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 今小中学校で実施しておりますそういった日ごろの保育園などとの交流体験学習、そういったものを十分

検証しながら、市として、市の教育委員会としてどういうことができるのか、今後調査研究してまいりたいと考えております。

○一番（竹下日出志君） 次に、校庭の芝生化推進で安全な学
校づくりについて再質問いたします。

始良市の学校では、小学校五校、中学校一校の校庭に芝生があり
ますと答弁がありました。が、小学校五校、中学校一校はこの学校
か伺います。

○教育長（小倉寛恒君） いずれも規模的に小さな学校でござい
まして、小学校で言いますと、北山小、山田小、竜門小、永原小、
漆小、この五校でありまして、中学校は山田中学校一校でございま
す。

○一番（竹下日出志君） 水はけの悪い校庭の整備は年次的に
整備するとありますが、水はけの悪い校庭はこの学校か伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 逆に水はけのいい学校というのが今思
い当たらないぐらい、非常に学校のグラウンドの整備には、今後か
なり時間をかけて取り組まなきゃならないと思っております。非常
に水はけがどの学校も悪い状況にあるというふう認識しており
ます。

○一番（竹下日出志君） 校庭の芝生化を進めていくには、維
持管理が課題になると思えますが、現在、全国的に校庭の芝生化は
地域ぐるみで進められています。広島県では今年度公立小学校の校
庭を芝生にするモデル事業を推進しています。広島市内の小学校で
は、児童と保護者、地域住民が芝生の苗を植える作業を行っていま
す。手入れが容易で成長の早い品種のティフトン芝、西洋芝を使い、
校庭を全面芝生化しています。ティフトン芝をポットの中で育て、

一平方メートル当たり四束を田植えのように植え、自然繁殖させる
ポット苗移植による鳥取方式を採用しております。小学校独自に授
業や芝生の世話を通じて、児童の体力向上や怪我の防止、騒音の低
減など教育、健康保全上の効果が上げられています。

同時に、芝生化された校庭を地域に開放することで、地域住民が
グラウンドゴルフなどスポーツ交流も盛んになり、校庭の芝生化が
学校の緑化だけでなく、雨水を吸収し、土ぼこりを防げます。また
太陽熱を吸収し、ヒートアイランド現象、温度上昇を緩和するなど
環境保全の上からも大いに期待できます。

そこで教育長に伺います。今後全国の学校校庭芝生化の先進地を
調査し、始良市でも校庭芝生化を推進する考えはないか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 校庭の芝生化につきましては、市長の
公約の中に、「地球に優しい環境づくりを目指します」というもの
があります。その中でグリーンカーテン、エコドライブということ
も挙げてあります。

グリーンカーテンにつきましては、学校でも五月半ばすぎ、それ
を校長会で支持したんでございますが、時既に遅しで、わずか数校
程度しか取り組んでおりません。今後グリーンカーテンということ
については取り組んでまいりますが、あわせて校庭の芝生化とい
うのを年次的に、段階的に取り組んでいきたいと。全面芝生化とい
うのは非常にやっぱり費用的に係ると思えます。またそのティフトン
芝がすべていいかということもありますので、あわせていわゆる芝
刈り機、乗用型の芝刈り機も導入しながら芝生化には取り組んでい
きたいと。

そういう意味で、全面芝生じゃなくて、例えば校舎の近くの幅十

メートル、横、七、八十メートル、それで砂ぼこりと照り返しを防止するという効果もあると思いますので、そういうふうに分断的なところから取り組んでいきたいというふうに考えています。

○一八番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。猛暑による熱中症被害が全国で相次いでいますが、教育現場における猛暑対策として、先日も同僚議員からも質問がありました小中学校の冷房機の設定、それから屋上緑化や校庭の芝生化、再生水を利用した水打ちなど、クールスクール——涼しい教室の推進、太陽光発電や地中熱などを活用したエコスクールなど推進する多くの自治体があります。実施するためには、国に財源の確保を求めるなど、各地で検討しております。本市でも今後の猛暑対策として、屋上緑化や校庭芝生化の涼しい教室を推進するために、市長の考えを伺います。

○市長（笹山義弘君） 現在の地球温暖化の傾向を考えましたときに、幼少時代から子どもたちにその地球温暖化の重要性、そういうことをしっかりと学んでいただき、そして将来にわたっても持続的にそのような取り組みをするという教育をまずしていただくということであろうと思います。

行政といたしましては、それらの学校教育の環境の整備ということにつきましては、年次的に取り組んではまいりますけれども、財源等の問題もありますので、まずでき得るところから、先ほど教育長も申し上げましたように、できるところから実践をしていくということがまた肝要であろうというふうに考えます。

○議長（兼田勝久君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。十分程度、十分程度休憩いたします。

午後 二時五十八分休憩

午後 三時 九分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、一八番、玉利道満議員の発言を許します。

「一八番玉利道満君登壇」

○一八番（玉利道満君） 私は豊かな郷土づくりを目指します。安心して暮らせる始良市の実現、この観点から、この議会においては環境問題、とりわけいわゆる最終的に発生するごみの問題を取り上げてまいります。

合併により始良西部衛生処理組合は解散し、組合の管理する施設、旧町により管理されていた施設は始良市によって一元的に管理することになりました。私たちが安全で安心な生活を維持し、また後世に禍根を残すことをしない、このためにも廃棄物を適正に処理管理していくことが必要であり、また排出している私どもの責任であると考えております。

一時期大きく話題になりましたダイオキシンのことについての報道も、最近では余り目につかなくなりました。家庭での分別に始まり、処理法の進歩と相まって、公害を発生させないという生活者の意識が変わってきたことも大きな要因ではありません。しかし、この問題は、今後とも大きな課題として取り上げ、対応していくべきものと考えております。そこで、次の二点について、市長に伺います。

一点、始良市における廃棄物最終処理についての基本的な考えを

伺いたい。

二点、現存する廃棄物最終処理施設の維持管理について、四点上について伺いたい。

一点、目木金処分場の管理はどのようになされているか。またこれに類する施設はどうか。

二点、西別府一般廃棄物最終処分場の管理はどのようになされているか。

三点、吉田清掃センターの撤去について、どのような対応がなされているか。

四点、あいら清掃センター最終処分場の利用は計画どおり推移しているか。また灰溶融炉の可動も含めて課題として挙げられることは何か。

以上について、市長の答弁を求めます。あとは質問席から質問をいたします。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 玉利議員の御質問にお答えいたします。

一問目の廃棄物の最終処理についての一点目の御質問にお答えいたします。

平成二十二年度の一般廃棄物処理基本計画におきましては、ごみの資源減量化を促進するため、可燃物、不燃物、資源物の分別収集を徹底することを基本として、旧三町の処理計画を引き継ぐ形で旧三町のエリアごとの処理計画となっております。可燃ごみについては、あいら清掃センターでの焼却処理その他不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては委託による処理となっております。

次に、二点目の一番目の御質問であります。まず目木金処分場

につきましては、平成十五年三月に適正閉鎖事業が完了し、現在粗大ごみの仮置き場として利用しております。残容量はゼロとなっておりますが、環境調査のため、水処理施設を稼働させ、水質管理等を行っているところであります。類似の施設としましては、旧蒲生町が管理しておりました最終処分場も、平成十七年三月に適正閉鎖事業が完了し、現在は水質管理を行っております。

なお、加治木町小山田の最終処分場につきましては、平成十八年三月から廃棄物の搬入を停止し、適正に閉鎖すべくモニタリング調査をしております。水質検査の結果は適正であります。地中温度、発生ガス量とも処分場の廃止基準を現在のところ満たしております。このため今後も同調査を継続し、データの推移を見守ることとしております。

二番目の御質問についてお答えいたします。西別府一般廃棄物最終処分場は、昭和六十一年三月に供用開始し、あいら最終処分場が完成するまで使用していた管理型の最終処分場であります。平成十九年度からは、環境保全対策委員会並びに地域の方々の御理解御協力をいただき、協定書に基づいた安定品目である始良市の不燃物残渣の搬入を行っております。

管理につきましては、あいら最終処分場の職員が行っており、機器の保守点検や廃棄物が外部に流出しないよう維持管理に十分配慮しており、放流水、井戸等の水質検査結果は法定規制値を下回る良好な処理状況であります。今後も機器の維持管理はもとより、定期的に水質検査を実施し、環境保全を重視していきたいと考えております。

三番目の御質問についてお答えします。吉田清掃センターの撤去

につきましては、解体撤去費などに多額の経費を要する上、跡地利用の計画がなければ国庫補助が受けられません。このような理由により、解体撤去等には至っておりません。また、現時点では、跡地利用の具体的な計画はなく、今後、財政状況を踏まえながら跡地利用等も含め、慎重に対処してまいります。

四番目の御質問にお答えいたします。

あいら最終処分場は、平成十八年九月から供用開始し、十五年間埋立処理を行う計画であります。平成二十二年三月末現在の埋立残余容量は約一万二千五百立方メートルであり、二十一年度の埋立量は四百十五立方メートルであります。当初の計画による十五年間の埋立処分は十分達成できる見込みであります。また、灰溶融炉につきましては、現在、問題もなく稼働しております。

なお、廃棄物の最終処分処理につきましては、生活環境の保全や都市機能を維持していく上で必要不可欠なものでありますので、今後も適正な廃棄物処理を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○一八番（玉利道満君） 今回は、いわゆる最終的に処理される廃棄物の問題についてお聞きをするわけですが、まず大きく二つ分けました。

一つは、市が、あるいは市長がこの廃棄物の処理をするに当たって基本的にどういう考えを持つてるかということであり、私は、一番基本的な原点というのは我々が排出したものが後世に禍根を残さないということが一番原点だろうと、こういうふうにご考えております。

ただいま答弁をいただきましたけれども、方法論は述べてござい

ます。それから、システムの問題、これについては答弁がございしますが、なぜこういう方法で収集をするのか、それから、なぜこういう処理施設をするのか、なぜするかという一番基本的な原点、これがちよつと抜けてるんじゃないかなというふうに感じております。私は、第一問のトップに市長が今後の廃棄物行政をするに当たって、まずこれはこうだからこうしようという基本を示していただきたい。私は、先ほどから申し上げますように、公害という形で後世に禍根を残さないという原点に立って処分をしていくべきだと、こういうふうにご考えておりますが、市長はいかがでしょう。

○市長（笹山義弘君） 廃棄物最終処分処理等についての御質問でございますが、現在は循環型社会を目指すということにあるかと思っております。現在の地球温暖化傾向等を考えたときに二酸化炭素、要するに、化石燃料をこれ以上消費することを極力控えていかなければならないと、また、そういう化石燃料も有限であるということを考えましたときに、今後、リデュース、リユース、リサイクルの考え方をしっかりと市民の皆様にも御理解いただき、共生協働の理念のもとにこの廃棄物処理については当たっていかねばならないというふうにご考えます。

そういう中で、特に行政として担わなければならない、そういう役目としては、そういう最終的な受け皿としてしっかりとそういう施設の管理、整備をしていく、それから、それらのシステムをしっかりとつくっていくということが大切であるというふうに思います。そういうことで、それらを踏まえて、現課において今後の計画等については作成を指示しているところであります。

○一八番（玉利道満君） 今市長から答弁をいただきましたけれ

ども、施設をつくらにゃいかん、それから、循環型社会で、そのように廃棄物ができるだけできないように、いわゆるリサイクルをせにゃいかん、これはわかりますよね。

しかし、最終的に残るものはあると、だから、なぜ我々がリサイクルをやったり、あるいは循環型社会を目指していくのかということの根本は、廃棄物をしっかり処理することによって後世に害を残さないという、ここだと思うんですけども、だから、これは、例えば、十数年前に四国の豊島に物すごい量の廃棄物が放棄されて、そして、その始末に何十年とかかったと、そして、莫大な費用がかかった、だから、我々が最終処分場をなぜ建築するかという原点は、そういうことをしないように適正なというか、そういう我々のツケを後世に残さないということが基本であると、私はこう考えております。市長は、先ほどそこまでは触れませんでしたけども、まずそれが原点であるということを前提にして、次の二問目に入りたいと、こういうように考えております。

具体的に、それでは、始良市の廃棄物はどうなってるかということとを四点ほど伺ったわけですけども、極めて現実に申し上げますと、始良西部の合併協議会においても、現在の処分の方法は、それぞれ町の現行のままをそのまま踏襲すると、そして、新たに市で処分計画を作成していくと、こういうことですので、現在はその過渡期でございますので、今どうこうということはございませんけれども、まず目木金の処分場についてお伺いしたいと思いますけれども、目木金の処分場についても、この答弁において、「目木金の処分場につきましては、平成十五年三月に適正閉鎖事業が完了し」と書いてあります。それから、「残容量はゼロになっております」

ということですが、適正閉鎖事業は完了したというのは間違いございませんか、それから、残容量はゼロというのも間違いはないでしょうか、その二点お伺いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

適正閉鎖事業は平成十五年三月に完了しておりますけれども、ここに残容量ゼロとなっておりますけれども、これは廃棄物の上に覆土を盛りまして、今のところ廃棄物が見えないようにしてありますけれども、残容量がゼロというのは間違いでございます、これは間違ったということをここで訂正しておわびしたいと思います。以上です。

○一八番（玉利道満君） 間違いということではないんでしょうけれども、あれは最初全量を搬出するという予定であったのが、莫大な金がかかるために、現状において、そして、いわゆる公害が発生しないように処理をしようということなんですよね。

だから、今からあそこに出てくる水をどういうふうにしたらダイオキシンが出ないかとか、あるいはそれをはかるうという事業をやっているわけですね。これがゼロであれば、後のことはせんでいいわけですよ。ゼロでないがゆえに、後の処理が必要であると、こういうことに今なってるわけですね。

そういうことで、適正閉鎖事業が完了したという、この表現も若干解釈によるんでしょうが、工事が終わりましたというんだつたらわかるんですけども、適正事業が完了したというのは、事業はまだ完了していないんじゃないかなと思っております。だから、そこあたりは慎重にしなければいけないんじゃないかなというふうに感じております。

それじゃ次に、目木金処分場というのは、旧始良町では非常に大きな問題でありました。前の福元町長が私の政治生命をかけて、県下に誇るモデル処分場をつくるということで、実質約四億か五億かけて、当時の関係の皆さんは大変な御苦労をされてきたものだというふう理解しておりますけれども、以後ずっと関係の皆さん方の努力で、適正な管理がなされているということは認めております。

しかし、全体的に目木金処分場の環境保全というものについて、目木金処分場は年間こういふふうにする、そして、将来はこうする、というような計画がなされていなければ、行き当たりばったりの管理になるわけですね。

だから、まず第一点は、目木金処分場全体の環境保全についての計画がなされているかどうか、これをお伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

平成十五年の三月に閉鎖をしたわけでございますが、通常閉鎖してから十年間は確実に管理するというところで、事業を行った段階でわかっているわけでございますけれども、地元目木金地区の環境保全対策委員会等のこともございまして、地元の方が納得されるまで計画どおり調査を行うということ、それから、跡地の利用につきましても、地元の方々とお話をしながら進めていくということにしております。

以上です。

○一八番（玉利道満君） それは協定書にうたつてあることでございませうけれども、例えば、担当課として目木金の処分場、これについては年間これだけの予算をかけて、こことこことここを点検をし

て、そして、その結果をどこに公表する、というような計画があるかないかということ、その点をお伺いします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

目木金の処分場につきましては、今現在、目木金の処分場を管理委託して、あと粗大ごみの持ち込みを行っております、そちらのほうまであわせて支出しております。

しかし、今言われましたとおり、処分場の水質管理、あるいはダイオキシンの調査、もろもろ調査をしているわけでございますが、処分場の検査委託料等につきましては約二百七十万ほど毎年かけているところでございます。

以上です。

○一八番（玉利道満君） 二百七十万ほどかけてあるということでありませうが、それじゃ次に三点ほどお伺いいたしますが、まず浸出水のいわゆる水槽がありますね。浸出水槽の問題、それから沈砂池、砂を沈める沈砂池、これらの総合的な点検が行われているのか、それが計画に入っているのか。

それから、二点目は、沈砂池の汚泥量、それから、植生、それから、ダイオキシンの有無、これらの調査の必要はないのか、これが二点目ですね。

三点目、これを具体的に実施する担当の課はどこになるのか、三つお伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

浸出水を処理しているところでございますが、今盛り土をしたところの出口のところは今水が浸出してまいります。その浸出水につきましては業者に委託いたしまして取水いたします。それから、ガ

ス、それから、水をとるために地下水の井戸を掘っております。このところから水採取しております。これらにつきまして年に二回調査をしているということでございます。

それから、総合的に点検をしているかということでございますが、私も生活環境課でございますけれども、こちらのほうで担当がおりまして、水の処理、それから、沈砂池、そして、あと最終の雨水の調整池がございますが、そちらのほうまで管理をしてるということでございます。

それから、ダイオキシン等のことでございますけれども、現在、当初理めた段階では非常に高い数字を示していたんですが、ここ二、三年、数字が安定してきてまいりまして、ほとんど出ていないという状況でございます。ほぼ落ちついてきたのかなというふうに考えているところでございます。

それから、今後のことでございますが、私も生活環境課のほうで現地に向きまして雑草等の除去、それから、沈砂池の状況、それと最終的な雨水の貯水槽のところですが、そこらあたりにつきましても私どものほうで管理をしていくということを考えております。以上です。

○一八番（玉利道満君） 担当する課は生活環境課ということで、三番目はわかりました。

一番目の浸出水の貯留槽、沈砂池、これは関連がありまして、浸出水が出てくると、一番先に水槽で受ける、それを次の槽でためる、ためたものを、いわゆるろ過する機械にフィルターにかける、フィルターにかかれた水は最後の沈砂池ですか、そこに放流されると、こういうシステムになってるんですね。生活環境課のほうで、そ

れまで全部担当するということでありますので、そのようにしていただきたいんですが、貯留槽、沈砂池、それから、沈砂池の汚泥量、植生、それから、沈砂池のダイオキシンの有無、これを聞いてるわけですよ。それがなされているかどうか、あるいはなされていないか、今後どうするのか、お伺いいたします。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。沈砂池にたまりました土砂につきましては、現地を見ましたが、ここ七年ほどたつんですが、さほどたまっていない状況にはないと思っております。

ただ、浸出水の調整池がございますが、こちらのほうの水量が随分多くなっているということにつきましてはわかっております。

ただ、この調整池の中の汚泥までは、ちよつと確認をいたしております。以上です。

○一八番（玉利道満君） 合併したてで、課も新しくなりましたので、そこまで手が回らないというのは十分承知しておりますけれども、私がお願したいのは、例えば、目木金処分場なら目木金処分場、この処分場については、こういう項目で、こういう管理をするという計画を立てていただきたいというのが一点です。

それから、データの公表、データの採取、いろいろデータが出ておりますが、そのデータはどこで管理し、どこに公表されているのかということをお伺いしたい。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

データは私も業者に委託をいたしましたので、すべてのデータを私も生活環境課のほうで保管しております。その公表場所といたし

ましては、目本金の最終処分場環境保全対策委員会のほうに持ち寄りまして、その場で皆様方に見ていただいているというふうに認識しております。

以上です。

○一八番（玉利道満君） 私がこれを取り上げたのは、以前この問題はダイオキシンの問題で、いろいろ魚の背びれが曲がったとかいろいろ問題があつて、何とかせんにやいかんということから、この適正化事業が始まつてゐるわけですけども、やはり上流をしっかりとしないと、下流はどうにもできないと、だから、上流部分をしっかりとするような管理が必要であるということをお願いしたかったわけですね。ひとつきれいな川をつくらにやいかん、最終的には海の魚がたくさんふえるというのは、上流の管理いかんだと、こういうように考えております。ぜひ目本金の問題については計画を立てていただいで、だれが来ても、おつ、これはきれいに管理をしているなどということが認識できるような管理をしていただきたい、これに金を惜しんではいけないと私は思っております。そういうことで、目本金の問題については終わりたいと思います。

次に、始良西部衛生処理組合の管轄であつた施設がございますけれども、西別府一般廃棄物最終処分場というのがございます。これには既に五十九年の二月に地元との協定が整つて、六十一年から供用が開始され、そして、閉鎖しようということになっておりましたけれども、新しくつくつた施設の延命、できるだけ多くのごみを新しいところに入れて延命させるというようなことから、地元の協議で、公害が出ないものを入れようということと答弁がなされております。そのとおりでございます。

そこで、西別府の最終処分場、これは非常に古い施設でございますけれども、まず三点ほどお伺いをいたします。

一点は、ダイオキシン類の除去のための設備、これがございませぬけれども、あと何年使えるのか。

二点目、浸出水のダイオキシン類の測定がなされておるといふうに答弁がなされておりますが、これはどこに報告をしているのか。三点目は、西別府の一般廃棄物最終処分場の閉鎖をどのように考えているのか、まずその三点をお伺いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君） 担当課長に答弁させます。

○市民生活環境施設課長（富永博彰君） お答えします。

ダイオキシン類の除去の設備等はあと何年使用できるのかという御質問でございますが、ダイオキシン類、また、不純物等の水質検査における機械機器等の耐用年数につきましては、現在のところはつきりとあと何年ということにつきましては明確に申し上げられないところでございます。旧処分場につきましては、御承知のとおり、供用開始から既に二十四年が経過いたしております。機械機器等の耐用年数等もございませぬので、過ぎておりますけれども、その後も現在まで機械機器等のメンテナンス、維持管理につきましては、毎年検査をいたしております。現在も順調に稼働をいたしているわけでございますけれども、今後とも地下水とか、放流水の測定値につきましては、先ほど市長のほうからの答弁もございましたように、基準値を大幅に下回る結果となっておりますので、当然この機械機器等が稼働しなくなれば閉鎖をしなければなりません。今後とも安全・安心というか、環境保全が一番大事でございますので、旧処分場の残容量、そしてまた、新しい処分場の延命化を、先ほど議員のほうから

も質問がございましたように、延命化を視野に入れながら機械機器のメンテをしつかりと行っていきたいと考えております。

それと、二点目のどこに報告してるのかという御質問でございますが、書類報告、提出等につきましては、県の環境生活部のリサイクル対策課、それと始良市の環境保全対策委員会を通じて、委員の方々、また、関係地域の皆様方へ御報告いたしております。

三点目の閉鎖をどのように考えているのかという御質問でございますが、これも先ほど市長の答弁にもございましたように、旧処分場につきましては、現在、議員も御承知のとおり、不燃残渣、陶器、ガラス類でございますけれども、これを搬入いたしております。年間約二百二十立米の搬入をいたしておりますけれども、平成十九年度に測量をいたしました結果、まだ搬入が十分できるんじゃないだろうかという判断をいたしましたして、市の環境保全対策委員会の委員の皆様方や地域の皆様方に大変な御理解、御協力を賜った経緯がございます。現在、あと二千八百立米ほど搬入が可能です。年数にいたしました、あと約十三年間搬入ができることとなっております。今後しばらくの間は搬入をいたしたいと考えておりますけれども、先ほど答弁いたしましたように機械機器等の損耗もございますので、維持管理をしつかりとした中で、今後も環境保全対策委員会の皆様方やら地域の皆様方の意見も尊重しながら、協議を重ねながら、閉鎖並びに廃止を計画していきたいと考えております。当然それには財政的な面もございますので、総合計画に盛り込んで取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

〇一八番（玉利道満君） 西別府のほうは六十一年からの供用で

すので、かなりの年数はたってますね。

しかし、途中でいろいろありましたけれども、今のところは不燃物残渣ということで、公害の発生しない物を入れてるということで、それは結構なことだと思っておりますが、あそここのいわゆるダイオキシンの調査というのはずっと継続してやっておりますね。機械も耐用年数はとつきの昔に過ぎてるといふようなことで、メンテナンスをやりながら、いわゆるだましながら使ってるというようにことだろうと思えますけれども、もし機械類の故障が発生したときには直ちに対応ができるのかどうか、あるいはできなければ閉鎖するのかということですね。

さつきは機械の耐用年数が過ぎて、使えなくなったら閉鎖というようになこともちよつと聞きましたけれども、そこあたりの対応は非常に現実的に分かれるところだろうと思えますけれども、機械類にもし故障が出たら、直ちに機械の修復に対応ができるのかどうか、そして、これは対応しないということになると、ダイオキシンのいわゆる今出ていないと言うけれども、あそこに大量のいわゆる昔の吉田時代の焼却灰から入つとるわけですよ。問題になったから宮崎に搬出したんですけれども、だから、あそここの処分場もある程度、半永久的にというのはおかしいですけども、かなりの時間、ダイオキシンの調査をすべきだと、こう考えてるわけですね。

だから、あそここのいわゆるフィルター、ダイオキシンを除去する機械、これは壊れたら閉鎖するということにならんわけですよ。だから、閉鎖してもあの機械類は動かして、ろ過して放流水を出さんといかんと、こういうふうには私は理解しておりますが、機械類がだめになったら閉鎖するということじゃなくて、閉鎖してもいいです

けども、やはりあの機械類はある程度そのまま残すということに私は理解しておりますが、そこあたりはどのような解釈をしておりますか。

○市民生活部環境施設課長（富永博彰君） お答えします。

私の答弁でちよつと勘違いされたところもあって、申しわけございません。当然今議員仰せのとおり、機械が壊れたなら閉鎖をするのかということではなくて、機械のまず保証的なもの、修繕的なものは可能でございます。機械については、まだそれを修復できる業者等もございますので、十分にできると思っております。

ただ、閉鎖に向けてにつきましては、先ほども申し上げましたように、環境保全対策委員の皆様方や地域の皆様方に今後も毎年協議をいたすわけでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、残量がかなり残っております。これを金額に直すと、大体新しい処分場の金額になりますと四億五千万ぐらいのまだ捨てられる、新しい処分場の事業費に換算すればでございますので、この辺は、また委員の皆様方や地域の皆様方と十分協議をして、閉鎖に向けて考えていきたいと考えております。

○一八番（玉利道満君） それでは、吉田清掃センターの撤去についてお伺いをいたしますけれども、この吉田の清掃センターは、吉田、それから、溝辺、これを含む旧始良西部衛生処理組合の管轄ということでございます。吉田、それから、溝辺が合併によって組合を脱退をいたしましたけれども、その時点で精算がなされてるわけですね。あれは平成十六年から十七年だったと思えますけれども、この施設が使用されなくなってから、もう既に数年が経過しております。いずれはこの施設を撤去して、無害の更地にしなきゃならな

いと、これは当然始良市がそういう義務を負ってるわけですね。

そこでお伺いをいたしますけれども、撤去に至るまでの年次的な計画がなされているのか、それから、撤去の計画をする担当の部署はどこなのか。

それから、二番目ですけども、吉田は今鹿児島市になっているわけですけども、鹿児島市に長く放置するわけにいかんわけですね。ですから、鹿児島市との連携はどのようになっているのか、この二点お伺いいたします。

○市民生活部環境施設課長（富永博彰君） お答えします。

撤去になるまでの年次的計画をしているのかという御質問ですが、吉田清掃センターの解体撤去につきましては、昨年度解体撤去における環境調査等を行いまして、その後解体撤去工事を計画しておりますけれども、いろいろな観点から先送りをしている状況でございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、その理由といたしましては、三点ほどございます。

一点目が、解体撤去に係る調査費、そしてまた、処分費を含んだ設計額が約五億円弱の経費がかかるということがまず一点です。

二点目が、これも先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、解体事業だけでは国庫事業が受けられないということでございます。土地の再利用、それと、例えば、整地後、上物を建設するとか公園をつくるとか、そういった計画がなければ、この補助金が受けられないということでございます。当然土地利用をいたしますと、これは解体撤去等にも補助が受けられるということになっておりますので、現在のところ、この土地の利用につきましては計画がございません。

三つ目は、御承知のとおり、施設周辺に人家がございませんので、人的災害とか、危険性がかなり薄いということががわれます。昨年一月に閉鎖をいたしましてから、毎週職員が巡回をいたしまして施設を見ているわけですけども、今のところ施設に被害が加えられた形跡はございません。

こういった理由におきまして今現在に至っているわけですけども、非常に解体費が五億以上もかかるということであれば、これが一番のネックでございますので、今後は当然財政的な面と土地利用の面も視野に入れながら計画してまいりたいと考えております。

それと、担当部署はどこかということですが、担当部署は市民生活部の環境施設課でございます。

それから、鹿児島市との連携はとっているのかということですが、鹿児島市との連携につきましては、昨年閉鎖の件につきまして文書をもってお伝えしたところでございます。鹿児島市との関連につきましては御承知のとおり、場所等が鹿児島市であるということだけで、これといった問題はございません。土地も建物も始良市の財産でございます。法的に何々をしないとか、そういったこともございません。今後またこういった中で、解体撤去をする際には鹿児島市へ報告することになっております。

以上です。

○一八番（玉利道満君） 西部衛生処理組合は組合議会でありましたので、それぞれの町の議会で議論をされるということはほとんどなかったわけですね。ですから、今ここで市で一元的に管理をするので質問しているわけでございますけれども、私どもが始良町議会の平成十七年、吉田と溝辺が脱退するときに、西部衛生処

理組合からの報告が平成十七年にございますけれども、そのときの私は流れからいって、とにかく新しい始良清掃センターをどこにつくるか、とにかくつくらんと、吉田の焼却場はもうだめだと、とにかく使用できなくなると、そして、公害の発生が非常に問題になって、あそこの焼却灰を宮崎まで運んでると、非常に莫大な費用がかかる、だから、ぜひ始良に最終処分場をつくってほしいというその一番前提条件は、吉田の清掃センターがもうとにかくだめですということだったんですね。

そこで、じゃ吉田の清掃センターを修理をして延命化するか、それとも新しくつくるかという議論があつて、修理をしてやっても年間四、五億かかるというようなことから、それじゃ吉田の清掃センターは閉鎖して、そして、始良の清掃センターをつくらうと、それで決定して、十八年に決まったわけですね。その後、二十一年には吉田の清掃センターは解体すると、そして、二十五年には葬斎場をつくると、そういう長期計画ができてるわけですよ。

だから、私は行政の継続性ということを考えると、やっぱり以前公表したこれらのものは尊重されるべきものだろうというふうに考えております。そして、そのときの吉田の清掃センターを解体する費用というのは約四億円というふうに見積もられておるわけですね。そして、その四億円の見積もりに対して溝辺町は四千四百万、吉田町は三千七百万という解体事業の負担金を出してるわけですよ。これは解体の負担金だけですから、そのほかいろいろなクリーンセンターの負担金とか、いろいろあつて、それを全部いろいろ総合して精算がなされたということなんですよね。

しかし、額面的には溝辺町も吉田町もそれなりの解体に要する費

用を負担してると、だから、負担しているわけですから、やっぱり始良市はそれをちゃんと履行する私は責任があると、こういうふうを考えております。

それから、合併に当たって組合には財政調整基金積立金残金というのが二十年の四月現在で二億九千九百八万四千円、これが財政基金として残ってるわけですね。これは合併に当たって合併協議会に報告された金額です。

ですから、組合としてはこの金で、いわゆる後始末をちゃんとつければよいという意図があったのではないかなと考えております。ですから、これは新市になって、すべて財産は新市に属するというところでございますので、新市に属しているわけですけども、この基金という積み立てられた基金の目的の性格というんですか、これはやっぱり尊重しなければいけないだろうと、こういうふうを考えております。

そこで、二点ほどお伺いをいたしますけれども、相当の金額がかりますね。ですから、いきなり鹿児島市がいろいろなことがあつてのけてくれといったときに、金がそう四億とか三億とかいうのは出てくるはずないですよ。ですから、始良西部合併協議会るときに残した基金、これはそういうための一つの基金であるということ、を想定するならば、やっぱり基金の創設が必要ではないのかということを考えておるわけです。

だから、まず一点は、撤去にはかなりの費用がかかるとおっしゃっておりますので、そのために基金の創設が必要ではないのかというところが一点です。

それから、二点目は、今新しく総合計画というのできつつあり

ます。できるように準備が、作業が進んでおりますけども、この総合計画に位置づけて、速やかに年次計画を立てて、撤去するという計画を立てる必要はないのか、この二点お伺いいたします。

○市民生活部環境施設課長（富永博彰君） お答えします。

今後の計画については、私のほうから回答したいと思います。今後、議員先ほど仰せのように、我々としては、市としては、やはり国庫補助を使いたいというのが念願でございます。国庫補助を使いますと、約七〇%の補助が出ます。一般財源、更地で解体撤去だけでございますと、特別措置法の中の三〇%は出るわけですけども、そのうちの半分、一五%は出ますけども、国からのほうの補助的なものが出ます。

しかしながら、相当な金額ですので、これは年次的にやはり計画を立てて、先ほど申し上げましたように、総合計画、そしてまた、実施計画に位置づけて解体撤去における計画を図っていききたいと思っております。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

その撤去の基金については、今後検討してまいりたいというふうな思っております。

以上です。

○一八番（玉利道満君） 私は、この吉田の清掃センター、あるいは目木金の問題、あるいは西別府の問題、施設がたくさんあるわけですよ。これをなぜこんなに言うかというのと、後始末をびしょとしないと、次ができませんですよ。もう市はずんだれちよつと、吉田の清掃センターもほったらかしじゃないかと、あるいは垂れ流しじゃないかというようなことになると、私は次の計画に物すごい大

きな支障があると思えますね。信用されないので、これは不信感です。

ですから、やはり次の計画をちゃんと進めるためには、非常に地味な仕事ですよ、これは。非常に地味な仕事だけでも、地味な仕事をきちっとこなしていくことがやっぱり住民に安心感を与え、そして、行政が信頼されると、こういう立場から申し上げておるんです。ですから、こういう後始末をする金を惜しんではいけないと私は思っております。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

それから、時間が余りありませんが、最後のあいら清掃センターの最終処分場の利用についてでございます。

まず、あいら清掃センターの状況については、最初の設計、埋設量というんですか、これは一万九千二百五十立米と、こういうふうになっておりますね。現在は埋め立てて約一万二千五百立米、まだ残っておりますと、二十一年の埋立量は四百十五平米ということですので、単純計算をすると、まだ当分あるという余裕があるわけですね。

しかし、これは私が非常に心配したのは、平成十九年度は持ち込み量が大体二千立米以上あったと思っております。それが四百十五にばんと減ったというのは溶融炉をたいたから、スラグになったから容量が減ったわけですね。だから、その分余裕が出てきたと、こういうふうには理解しておりますが、私は次のことも総合計画の中に位置づけられないといけないんじゃないかなと、今のあいら清掃センターができるのに十年かかってますね、土地の選定から完成まで。だから、やっぱり十年スパンで考えると、次の廃棄物処理施設はで

きないと思っております。

ですから、最後に二点ほどお伺いいたしますけれども、一点は、吉田の清掃センターの撤去、それから、次期最終処分場の建設、これは非常に大きな地味な仕事であり、かつ莫大な費用が見込まれておりますけれども、今基金の創設も検討するというようなことでございますけれども、やはりこれは一課一係ではなかなか先に事が進まないだろうと、だから、廃棄物処理検討委員会なら検討委員会で構いませんけれども、やっぱり早目に総合計画をつくるときにプロジェクトみたいなのを立ち上げて、この部分の計画を最終処分場についてという項目を一項つくって、そして、そこでいろいろ検討していくということをする必要があるのではないかと、これが一点です。

それから、二点目は、今いろいろダイオキシンのデータが出ました。どこに報告をしていますかとずっと聞いてきましたけれども、ばらばらですね。ですから、私は、市民が安心して住みやすいまちをつくるというんだったら、あそこから出ている浸出水やダイオキシンはこうだと、いいそうです、完全にきれいですよと、だから、いろいろな数値があちこちでばらばら報告されてるわけですね。それをどっか一元化して、目録金はこうです、西別府はこうです、最終処分場はこうです、あるいは水道水はこうですということを一元化した数値を一冊なら一冊のデータにまとめて公表をする、あるいは市民の目に触れる場所に置く、あるいは監査報告に載せる、そういうことが必要ではないかなと、だから、今あちこちばらばら、みんな手元に持つてるだけのことなんです。ですから、それを一元化して、ちゃんと報告をするシステムはできないかということを考えてるわけです。その点はいかがでしょうか。

二点お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

それぞれの施設については、各種モニタリングを実施し、県にも報告をしております。適正に運用されているものというふうには理解しております。それらの資料等については、情報公開というのは基本でございますので、どのような方法で一元的に公表していくかということについては、今後研究してまいりたいというふうに思います。

総合計画にどのようのせるかということですが、最終処分場の今経緯については担当課長から答弁申し上げたとおりであります。十年スパンで考えなければならないということ等は十分承知してるところであります。現在の最終処分場問題の経緯を数字を見ましたときに、喫緊の課題として実施計画等に盛り込む課題ではないというふうには認識しておりますが、総合計画の中でどのような時期にどのように位置づけていくかということは、今後各委員等にも相談しながら作成していきたいというふうに思います。

○一八番（玉利道満君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで玉利道満議員の一般質問を終わります。

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。
なお、次の会議は、九月十五日午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午後四時九分散会